

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 平成 29 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成 29 年度教育行政執行方針
- 日程第 4 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 5 議案第 2 号 遠軽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 10 号 遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 号 遠軽町特別会計条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 号 遠軽町税条例等の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6 号 遠軽町手数料条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 7 号 遠軽町保健福祉サービス事業条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 8 号 遠軽町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 9 号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 11 号 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 12 号 遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 28 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 日程第 17 議案第 14 号 平成 28 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 15 号 平成 28 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 28 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 28 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 18 号 平成 28 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 19 号 平成 29 年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 23 議案第 20 号 平成 29 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 21 号 平成 29 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 25 議案第 22 号 平成 29 年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 23 号 平成 29 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 24 号 平成 29 年度遠軽町水道事業会計予算

- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 号 遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、平成 2 8 年第 9 回定例会付託)
- 日程第 3 0 議会改革活性化特別委員会調査報告
- 日程第 3 1 請願第 1 号 「議会報告会」の開催を求める請願書
- 日程第 3 2 一般質問
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 5 発議第 1 号 遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 2 号 遠軽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
(付託案件) 条例の制定について
(総務・文教常任委員会審査報告、平成 2 9 年第 2 回定例会付託)
- 日程第 3 7 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度遠軽町一般会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 8 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 3 9 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 0 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度遠軽町介護保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 1 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 2 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度遠軽町水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 3 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度遠軽町下水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 4 意見案第 1 号 無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める
意見書
- 日程第 4 5 議員派遣について

平成 2 9 年 第 2 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 9 年 3 月 7 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 平成 2 9 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成 2 9 年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 遠軽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 1 0 号 | 遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 遠軽町特別会計条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 遠軽町税条例等の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 号 | 遠軽町保健福祉サービス事業条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 号 | 遠軽町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 9 号 | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 1 号 | 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 2 号 | 遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 3 号 | 平成 2 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 2 号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 4 号 | 平成 2 8 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 5 号 | 平成 2 8 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 6 号 | 平成 2 8 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号） |

《平成 2 9 年 3 月 7 日》

- 日程第20 議案第17号 平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第4号）
 日程第21 議案第18号 平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第22 議案第19号 平成29年度遠軽町一般会計予算
 日程第23 議案第20号 平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
 日程第24 議案第21号 平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第25 議案第22号 平成29年度遠軽町介護保険特別会計予算
 日程第26 議案第23号 平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
 日程第27 議案第24号 平成29年度遠軽町水道事業会計予算
 日程第28 議案第25号 平成29年度遠軽町下水道事業会計予算
 日程第29 議案第 2号 遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について
 （付託案件） （総務・文教常任委員会審査報告、平成28年第9回定例会付託）
 日程第30 議会改革活性化特別委員会調査報告
 日程第31 請願第 1号 「議会報告会」の開催を求める請願書

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 会長	新国純一君

◎説明員

総務部長	加藤俊之君	民生部長	松橋行雄君
経済部長	鈴木光男君	経済部技監	内野清一君
総務課長	舟木淳次君	情報管財課長	鈴木浩君

《平成29年3月7日》

企 画 課 長	佐 藤 祐 治 君	企 画 課 参 事	齐 藤 隆 雄 君
財 政 課 長	大 堀 聡 君	シオパーク推進課長	鴻 上 栄 治 君
危機対策室参事	山 地 茂 樹 君	保 健 福 祉 課 長	小 谷 英 充 君
住 民 生 活 課 長	小 野 寺 正 彦 君	税 務 課 長	会 津 靖 朗 君
子 育 て 支 援 課 長	菊 地 隆 君	農 政 林 務 課 長	澤 口 浩 幸 君
農 政 林 務 課 参 事	笹 原 英 視 君	商 工 観 光 課 長	伊 藤 雅 彦 君
建 設 課 長	金 沢 一 彦 君	水 道 課 長	久 保 英 之 君
生 田 原 総 合 支 所 長	平 間 敏 春 君	丸 瀬 布 総 合 支 所 長	只 野 博 之 君
白 滝 総 合 支 所 長	村 上 裕 和 君	会 計 管 理 者	荒 井 正 教 君
教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	小 野 寺 健 君
教 育 部 総 務 課 長	大 貫 雅 英 君	社 会 教 育 課 長	堀 嶋 英 俊 君
図 書 館 長	門 脇 和 仁 君	監 査 委 員 事 務 局 長	伯 谷 和 昭 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	伯 谷 和 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	河 本 伸 二 君

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君	事 務 局 主 幹	渡 邊 亮 司 君
庶 務 ・ 議 事 担 当 係 長	小 玉 美 紀 子 君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成29年第2回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成28年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第32までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、今村議員、秋元議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成29年第2回遠軽町議会定例会の会期につきましては、3月2日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月17日までの11日間と決定いたしました。

なお、3月8日から12日までの5日間は、委員会等審査及び休日のため休会とし、3月14日から16日までの3日間は予算審査のため休会といたします。追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月16日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月17日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月17日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 平成29年度施政執行方針及び提出案件要旨並び に平成29年度教育行政執行方針

○議長（前田篤秀君） 日程第3 平成29年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成29年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成29年第2回遠軽町議会（定例会）の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成29年第1回遠軽町議会（臨時会）以降における行政について御報告いたします。

まず、丸瀬布厚生病院の無床診療所への転換についてであります。平成30年4月1日から無床診療所に転換する旨、2月7日に北海道厚生連から通知がありました。

今回の通知は、遠軽地区の継続的な医療の確保と経営の安定化を図るためには、無床診療所への転換が最も効果のある経営対策であるとの結論から、理事会で決定されたこととあります。

本町といたしましては、合併前から現在に至るまで、同病院に対し、運営費の損失負担、医師配置負担、建設費の補助等を行うとともに、現院長が65歳のときに70歳までの定年延長の要請を行うなど、地域医療の充実に努めてまいりました。

今後は、診療体制の維持や入院患者の対応及び職員の雇用の確保等について適切に行われるよう、北海道厚生連に対して要望を行ってまいります。

なお、お手元の施政執行方針及び提出案件要旨には記載しておりませんが、3月31日

《平成29年3月7日》

をもって退職される医師2人の後任につきましては、3月3日に北海道厚生連から後任の医師の手配がついたとの報告を受けたところであります。

次に、協定の締結についてであります。2月13日に警備会社であるALSOK北海道株式会社と「高齢者等の見守り支援に関する協定」を締結いたしました。

今後、日常の警備業務の中で、高齢者等の異変に気づいたときは、町などに連絡することについて協力を確認したところであります。

次に、2月26日には、湧別町と連携して実施している湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会が開催されたところであります。

今大会については、3月19日に開通が予定されております旭川・紋別自動車道の丸瀬布ICから遠軽瀬戸瀬ICまでの区間を使用した今回限りのプレミアムコースが実現し、参加された選手の皆様からも心に残る大会であったとの声が寄せられたところであります。

大会運営のため、早朝から御支援いただきました関係者や町民ボランティアの皆様を初め、御協力いただきました地権者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

また、町長就任以来、副町長として重責を担っておりました廣井副町長につきましては、一身上の都合により退職の申し出があり、2月28日をもって退職したところであります。

次に、平成29年度予算を初め、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方について申し上げます。

合併し10年が過ぎ、新たな10年のスタートを切った遠軽町は、解決しなければならない課題が山積しておりますが、町民憲章にある「永遠に輝く遠軽町」の建設のため、町民の皆様とともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫のもと、責任と決断を持ってまちづくりに取り組んでまいります。

私も、町政を担わせていただき、2期目の最後の年を迎えました。この間、町民並びに議員の皆様には、様々な形で御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

少子高齢化、都市部への人口集中に歯止めをかけることができない今日、日本全体が人口減少時代に突入しています。国におきましては過去、幾多の政策が実施されてきておりますが、残念ながら、地方は現在も厳しい状況が続いております。

その中であって、人口減少を最小限に抑制するため、地場産業の振興や医療、福祉、教育などを充実させ、私の公約であります「元気で愛情あふれるまちづくり」の実現に向け、今後予定している大型案件の事業にも取り組み、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち」を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、町民並びに議員の皆様には、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、地方創生の推進と町の取り組みについてであります。一昨年策定しました「縁(えん)があるまち 遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みについての効

果の検証並びに見直しを行い、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

このため、平成29年度予算は、高規格道路の遠軽地域までの延伸を見据えた遠軽道の駅整備、さらには、まちの活性化と町民のよりどころとなる（仮称）えんがる町民センターを整備するための関連事業を進めるとともに、公共事業の早期発注等による地域経済の活性化に努め、まちづくりの基本となる産業基盤、子育て環境の充実、未来を担う子どもたちの教育と高齢者に対する福祉政策を柱に、予算編成を行ったところであります。

次に、平成29年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目の「人と自然に思いやりのあるまちづくり」については、自然に生かされているということを町民全体で認識し、自然への思いやりと感謝の心を育み、過去から未来へ、先人から子どもへと、人と自然に思いやりのあるまちづくりを進めてまいります。

また、それぞれの地域にある歴史や文化、自然を彩る大地の遺産を活用、保全する活動を推進するとともに、白滝ジオパークのさらなる普及・啓蒙に努めてまいります。

町民の日常生活や経済活動を支える道路、河川、交通網などについては、利用者の安全性や利便性に配慮しながら、安全かつ快適に利用できる基盤づくりを進めてまいります。

森林については、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養など多面的機能を有しており、この資源を活用するため、計画的な森林整備を行ってまいります。

河川については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える親水空間として有効に活用されていますが、一方では、氾濫などの災害要因ともなることから、町河川の氾濫を防止し、災害に対する安全性の向上を図るため、トーウンナイ川河川維持工事を実施してまいります。

なお、道河川の整備については、サナブチ川では阿部橋地先から、みどり牧場地先に向かって約200m、生田原川では安立橋地先から、上流約1キロメートルの河道整備が予定されています。

町道については、産業経済の発展を促すとともに、郊外の幹線道路の安全確保を進めるため、岩見通の改良、舗装工事を実施してまいります。

また、町道の維持管理の充実に努めるとともに、冬期間の適正な管理を行うため、老朽化が進む除雪車両の計画的な更新として、除雪ドーザを購入し、除排雪の充実に取り組んでまいります。

高規格道路「旭川・紋別自動車道」については、3月19日に丸瀬布ICから遠軽瀬戸瀬ICまでの開通が予定されており、遠軽ICについても早期供用開始に向けた整備促進並びに地域高規格道路「遠軽北見道路」の整備について、引き続き、関係機関に要請を行ってまいります。

なお、道道の整備については、遠軽安国線において町道市街地40号から豊里42号道路までの未整備区間、約400mの歩道及び防雪柵の整備が予定されています。

公共交通については、少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する

交通ネットワークの構築が重要となってきます。

このため、J R石北線については、オホーツク圏活性化期成会や沿線自治体等と連携し要望を行っており、今後は北海道などの関係機関とも連携を図り、鉄道の維持に向け全力を上げて取り組んでまいります。

また、生田原地域において、デマンド型乗合タクシーを運行することにより、利便性の向上に努めるとともに、民間バスについては、事業者に対する運行補助を引き続き行い、生活に欠かせない公共交通の確保に努めてまいります。

二つ目の「安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり」については、住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、心地よい暮らしの場としての役割をさらに向上させていきます。

また、快適性や利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などの様々な危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

遠軽地域の都市計画においては、都市計画道路の見直しを進め、今後も計画的な都市形成を図ってまいります。

住宅環境の充実については、「住生活基本計画」「町営住宅長寿命化計画」に基づき、山の手団地の改修工事に着手するなど、これからも地域に合った適正な管理を行ってまいります。

上下水道の充実については、飲料水の確保に苦慮している生田原水穂地区に水道水を供給する施設の完成を目指すとともに、白滝地区に安全で安心できる水道水の安定供給を図るため、地下水源の開発に着手してまいります。

また、遠軽道の駅整備に伴う水道及び下水管路布設工事、市街地の浸水対策としての雨水管渠整備、快適な生活環境を持続するため、遠軽下水処理センター長寿命化及び丸瀬布せせらぎセンター及び白滝浄化センターの監視装置の更新を行ってまいります。

防災体制の充実については、今まで想定していない局所的な自然災害が、近年、全国各地で起きており、昨年8月には大雨や台風の影響により大きな被害を受けたところであります。

このため、防災対策等の機能強化を図るため、関係機関等との連携を充実するとともに、総合防災訓練及び風水害を想定した図上防災訓練を実施し、町民の防災意識の高揚と防災体制の強化を図ってまいります。

また、近年は、暴風雪災害に伴う事故防止のため、早めの交通規制等が行われることから、町民等に対する災害情報の周知、避難所の開設及び停電対策等の迅速な対応が求められております。

このため、災害に備えた非常用食糧、資機材等の備蓄を計画的に進めるとともに、事故を未然に防止するため、関係機関と連携を図り、情報の提供・事前対応を速やかに行える体制の強化を図ってまいります。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再

利用・再資源化を進め、旭野一般廃棄物最終処分場の延命化を図ってまいります。

なお、遠軽地区広域組合によるごみ焼却施設の建設については、本年度中の稼働に向けて事業が進められるところであります。

三つ目の「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」については、本町は、豊かな自然環境を生かした農林業とともに、道路や鉄道などの交通の要衝として商工業が発展し、現在の町並みを形成してきました。

近年、本町の産業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷などにより厳しい状況にありますが、事業者や農林業者自らの努力と創意工夫はもとより、産業にかかわる多様な主体と行政が創造性を発揮し、連携・協力しながら知恵を出し合い、産業を活性化し、経済を循環させていくことで、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業の振興については、国際情勢の変化などに対応するため、土づくり、人づくり、郷づくりを基本に、第一次産業の明るい未来に向けた取り組みを進めてまいります。

土づくりについては、農業農村地域が持つ国土保全、景観形成等の多面的機能を発揮させるため、国の交付金を活用し、農村環境の保全に努めてまいります。

人づくりについては、新規就農・後継者対策として、さらなる組織体制の強化を図り、農業担い手の確保に努めてまいります。

郷づくりについては、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、担い手の農地や農村環境の維持保全に対して助成を行い、担い手の負担軽減を図り、農家の経営安定化につなげてまいります。

畜産については、自給飼料基盤が最も重要であることから、公共牧場の管理向上と機能強化を図るなど、酪農の経営安定に努めてまいります。

また、昨年大雨や台風による被害のように、今後、雨量の増加が予想されるため、北海道の交付金を活用し、排水路等に接する農用地や農業用施設の維持保全を図り、安定した農業経営や集落環境の確保を進めてまいります。

鳥獣被害対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画により、猟友会の協力をいただきながら、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲を実施し、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、新たに遠軽町森林経営計画を作成し、未来につなぐ森づくり推進事業、民有林振興対策事業などに対して引き続き助成するとともに、関係団体と連携し、林業担い手対策に取り組み、持続的な林業の振興を図ると同時に、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、町有林の適正な管理と整備を行ってまいります。

商工業の振興については、厳しい経済状況が続く中、地元経済の活性化を図るため、昨年度から実施しております特産品等開発支援事業を継続し、町民誰もが新商品等の開発にチャレンジできる環境づくりに努めてまいります。

《平成29年3月7日》

観光の振興については、近年急増している訪日外国人観光客による消費の取り込みを図るため、国内外に向けたプロモーションや事務局の体制整備のほか、遠軽道の駅の整備に向けた施設運営に係る調査・検討などに要する経費に対し、観光協会に支援を行ってまいります。

雇用環境の安定については、人材開発拠点施設の整備を進め、人材の育成を図ってまいります。

四つ目の、「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」については、町民誰もが最も住みなれた場所で生涯をいきいきと健やかに暮らしたいと願っております。

そのためには、誰もが健康で生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支え合う、優しいまちづくりが必要なため、地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなど、誰もがいきいきと健やかに暮らすことができるまちづくりを進めます。

保健対策の充実については、健康診断や検診への参加を呼びかけ、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関と連携を図り、健康増進、保健予防の普及に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

地域医療の確保については、関係市町村と連携を図り、引き続き遠軽厚生病院の産婦人科医の確保に向けて要請を行い、町民が安心して医療を受けられるよう、医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。

子育て環境の充実については、妊産婦交通費等助成事業を継続するとともに、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次世代育成への取り組みを推進してまいります。

また、中学生の入院費の助成を継続するとともに、乳幼児検診及びきめ細かな相談体制による子育て環境の充実に取り組んでまいります。

子ども・子育て支援制度における施設型給付を受ける認定こども園ころ及び認定こども園遠軽ひばり幼稚園並びに遠軽幼稚園の運営に対し、支援をしてまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者の生活実態を把握し、高齢者が住みなれた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境整備を進めてまいります。

また、高齢者のりもの乗車助成事業を継続し、高齢者の余暇活動や社会参加活動を促進してまいります。

障がい者（児）福祉の充実については、関係団体と連携し、障害福祉サービスに取り組んでまいります。

五つ目の「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」については、将来を担う人材を育てることは長期的、継続的に取り組まなければならない重要な課題です。

地域の特性を生かした個性あふれる学習など地域ぐるみでふるさとを支える人づくりを進め、町民の一人ひとりが、心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう、子どもから高齢者まで生涯を通じて自らの意志や意欲に応じた様々な学習ができる環境を整えます。

さらに、地域内外との交流や各種文化財など地域の遺産の保全、活用を通じて、ふるさ

とへの誇りと愛着を醸成するとともに、未来につなげるふるさとづくりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育むとともに、安心・安全に学習できる環境づくりに努めてまいります。

家庭教育の充実については、学校、地域社会との連携強化や家庭教育情報の発信など、家庭教育の支援や父母・親子の交流などを通じた情報交換の場づくり、学習の場づくりを提供してまいります。

社会教育の充実については、町民のニーズに即した事業を展開するなど、各世代が学べる学習機会の拡大と情報発信の拡充に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興については、芸術・文化活動を継承拡大していくための事業展開を進め、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、各体育関係団体と連携し、スポーツ教室や大会の開催など機会の拡大を図ります。

さらに、昨年完成した、えんがる球技場の利用促進とスポーツ大会、合宿の受け入れ体制を一層充実させ、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つ目の「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」については、協働のまちづくりを進めるには、町民と町が対話による相互理解が重要です。

コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、様々な媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会をさらに充実させ、まちづくりに反映させます。

町民サービスを充実させるためには、効率的な財政運営と財政基盤の確立による持続可能な財政運営を行っていく必要があります。

合併10年経過後における地方交付税の削減率の見直しにより、将来の財政運営に明るい見通しが立ったところですが、地方交付税については、国の動向により影響を受けますので、行政改革の取り組みやPDCAサイクルに基づいた事業の管理による健全な財政基盤を確立する一方、社会情勢や町民のニーズを的確に分析し、効果的な事業運営に努めてまいります。

このため、ホームページや広報などによる情報発信の充実とともに、町民と町のパートナーシップを構築し、対話により意見を反映するまちづくりに取り組んでまいります。

また、災害支援や様々なイベントへの協力等、この周辺地域になくてはならない陸上自衛隊遠軽駐屯地については、本町においても医療、福祉、教育などのまちづくりに重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するため、関係団体と連携を図り、存置に向け積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動の充実については、地域の活性化に重要な役割を担っていただい

る自治会等のコミュニティ活動を支援し、地域コミュニティの拡大、強化を図ってまいります。

以上、平成29年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、平成29年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、人件費及び公債費等の減により対前年比2%の減、投資的経費は、えんがる球技場等の完成により前年比22.6%減となります。その他の経費は、補助費等の増加により対前年比4.2%の増、総額で対前年比3.5%減の155億8,800万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計26億9,426万5,000円、後期高齢者医療特別会計3億915万4,000円、介護保険特別会計18億3,991万6,000円、個別排水処理事業特別会計1億195万1,000円の4会計で49億4,528万6,000円、企業会計については、水道事業会計9億5,097万8,000円、下水道事業会計21億825万5,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた平成29年度予算は、対前年比4.8%減の235億9,251万9,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、平成29年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では、人口減による就業人口の減少があり均等割額の減額はあるものの、所得割額の増額により平成28年度決算見込みが当初予算から増額の見込みであることから対前年比2.8%増とし、法人町民税では、建設業関係の法人が公共事業等の増加により税収が高水準で推移していることから、対前年比9.2%増としたところであります。

また、固定資産税では、評価替えの第3年次となり、土地についてはほとんど変動はありませんが、家屋の新築及び償却資産である太陽光発電設備の設置などにより対前年比2.4%増とし、総額で対前年比2.5%増の20億9,446万5,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画に基づき計上したところです。

国庫支出金・道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により本年度計画しております投資的事業等の財源として、また、地方交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、町民憲章碑改修工事、遠軽道の駅大型車庫建設工事、(仮称)えんがる町民センター建設基本・実施設計、旧遠軽中央病院解体工事等に要する経費等を計上

したところでは、

交通対策では、交通安全推進事業、生活安全灯（LED灯）改修工事、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バスの運行事業、紋別空港利用対策事業、デマンド型乗合タクシーに要する経費等を計上したところでは、

自治振興では、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安心安全まちづくり事業に要する経費等を計上したところでは、

民生費については、創設100周年を迎える民生委員制度の記念事業関連経費や丸瀬布遺族会と統合することになった遠軽町遺族会への補助金、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等福祉施設の運営を初め、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に要する経費、高齢者、障がい者、児童、乳幼児等への福祉施策、児童自立支援施設整備に対する補助、子ども・子育て支援事業に要する経費等を計上したところでは、

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊婦健診事業、母子保健推進事業、地域医療対策として、生田原歯科診療所訪問診療用治療ユニット購入に係る経費、生田原診療所運営費、本年度中の稼働を予定しているごみ焼却施設整備に要する負担金等の経費を計上したところでは、

労働費については、人材開発拠点施設である遠紋地域人材開発センター実習棟等改修工事に要する経費等を計上したところでは、

農林水産業費の農業振興では、農業担い手対策に要する経費、地域特産物育成開発に補助する農作物栽培奨励事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、酪農学園大学地域総合交流事業、多面的機能支払事業等に要する経費等を計上したところでは、

林業振興では、鳥獣被害対策に要する経費、狩猟免許の取得に係る助成のほか、町有林整備事業、民有林振興対策事業に要する経費等を計上したところでは、

商工費については、商工会議所及びえんがる商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業、企業振興促進助成事業等に要する経費等を計上したところでは、

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費等を計上したところでは、

観光振興では、観光協会の運営に関する経費として、事務局体制の強化を図るための人件費を初め、タイ、台湾等に向けた国内外へのプロモーション経費、まるせっぷ藤園の藤棚整備等に要する補助経費を計上したところでは、

観光施設の整備として、生田原コミュニティセンターの寝具等の更新、太陽の丘えんがる公園公設グラウンドフェンス整備工事、高原キャンプ場・オートキャンプ場飲料水水源切替工事、豊里観光案内板修繕工事等を計上したところでは、

土木費の道路関係では、東2線道路防雪工事（防雪柵）、中通排水整備工事、南ヶ丘4号通道路改良舗装工事、南町4丁目通道路改良舗装工事、除雪対策として除雪ドーザ購入

に要する経費等を計上したところです。

都市計画関係では、3・4・3役場交通バリアフリー歩道整備工事、地籍整備事業、公共施設案内看板改修工事に要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、日進団地公営住宅設計業務委託、やまなみ団地公営住宅建設工事、山の手団地公営住宅長寿命化改修工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動、防災対策事業に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金に要する経費等を計上したところです。昨年度同様、スキー授業にかかるリフト代金を全額町で負担するほか、教育用ICT機器整備、2年計画による国が示す学校図書の数標準数を達成するための図書購入、3年計画による児童生徒用机、椅子の更新のために要する経費を計上したところです。

学校施設整備では、丸瀬布中学校・安国中学校トイレ改修工事、丸瀬布小学校耐震改修に要する経費等を計上したところです。

学校給食関係では、南中学校給食室及び生田原学校給食センター空調設備工事に要する経費等を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、埋蔵文化財センター運営に要する経費等を計上したところです。

図書館関係では、遠軽町図書館ロールスクリーンカーテン設置工事、丸瀬布生涯学習館外壁改修工事、図書資料等の充実、読書の普及に要する経費等を計上したところです。

社会体育関係では、社会体育施設指定管理料、健康増進や体力づくりに要する経費、スポーツ団体等の支援に要する経費、スポーツ合宿誘致活動補助金、東体育館トイレ改修工事、生田原スポーツセンター屋上防水工事、えんがる球場内野グラウンド改修工事、瀬戸瀬パークゴルフ場拡張に伴う設計費等に要する経費等を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努めてまいります。

また、医療費の適正化、抑制を目指し、安定した運営を図るため、国民健康保険税の収納率向上に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、国・道支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者3,972人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示

す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、歳入では、保険料収入について、第1号被保険者を7,262人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、遠軽町全域において、公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進してまいります。

歳入については、使用料及び手数料、町債等を計上し、歳出については、維持管理費、浄化槽設置工事等に要する経費等を計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、給水戸数を9,384戸と予定し、収益的収入では、水道料金等5億4,030万8,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として5億2,014万4,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、工事負担金等2億4,471万9,000円、資本的支出では、国道333号（豊里）水道管布設工事、南ヶ丘4号通水道管布設替工事、生田原水穂送水管布設工事、安国浄水場外周辺整備工事及び企業債償還金等4億3,083万4,000円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、排水戸数6,776戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等10億8,288万4,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として10億355万8,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等7億5,129万9,000円、資本的支出では、国道333号（豊里）公共下水道工事、国道242号（南町3丁目）公共下水道工事などの管渠工事及び企業債償還金等11億469万7,000円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、情報通信の技術を利用する方法により行政手続等を行うため、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町特別会計条例の一部改正については、公共用地先行取得事業に係る地方債の償還が終了することに伴い、公共用地先行取得事業特別会計を廃止するため、本条

例を定めるものです。

議案第 5 号遠軽町税条例等の一部改正については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等の公布に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 6 号遠軽町手数料条例の一部改正については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 7 号遠軽町保健福祉サービス事業条例の一部改正については、介護保険法第 115 条の 4 第 1 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、介護予防・生活支援事業を見直すため、本条例を定めるものです。

議案第 8 号遠軽町介護保険条例の一部改正については、消費税率の引上げの延期に伴い、低所得の第 1 号被保険者における介護保険料の軽減を継続するため、本条例を定めるものです。

議案第 9 号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、寡婦住宅を廃止するため、本条例を定めるものです。

議案第 10 号遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、企業職員の給与等を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第 11 号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町簡易水道事業を遠軽町水道事業に統合するため、本条例を定めるものです。

議案第 12 号遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 13 号平成 28 年度遠軽町一般会計補正予算（第 12 号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金及び町債等を事務事業の確定等により精査し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、それぞれの目的の基金に積み立てるものです。

歳出については、人事異動等による人件費、マウレ・メモリアル・ミュージアムのリニューアルに伴う旧武利小学校改修等工事、町民の紋別空港利用の増加に伴う紋別空港利用促進協議会負担金、利用者の増加に伴う高齢者のりもの乗車負担金、飲料水確保事業補助金、除排雪に係る経費、各種大会参加に係る補助金、生田原小学校・安国小学校耐震改修工事、国の補正予算による道営草地整備事業負担金、3・6・9 岩見通道路改良舗装工事、ふくろ団地公営住宅建設工事等に要する経費を計上するとともに、事務事業の執行精査等により補正するものです。

議案第 14 号平成 28 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、医療費拠出金等の確定により補正するものです。

《平成 29 年 3 月 7 日》

議案第15号平成28年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費等を精査し補正するものです。

議案第16号平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については、事務事業の執行精査により補正するものです。

議案第17号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第4号）については、事務事業の執行精査により補正するものです。

議案第18号平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）については、事務事業の執行精査により補正するものです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

なお、工事請負契約の締結について追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、平成29年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。

○議長（前田篤秀君） 新山教育委員長。

○教育委員長（新山史賢君） 一登壇一

平成29年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

永遠に輝く遠軽町で、互いに学びあう児童生徒が自他の可能性を認め合い、夢と志を持ち、よりよい人生、よりよい社会をつくることのできる「生きる力」を育成することは学校教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、さらに連携を幼保、高校へと広げ、それとともに、学校、家庭、地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところです。

教育委員会としては、その連携をもとにして、知育・徳育・体育のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

まず、知育につきましては、確かな学力の伸長の第一として、児童・生徒の発達段階や特性、全国学力・学習状況調査などを踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く知識、技能の習得に努めてまいります。

第二には、習得した知識、技能を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実を図り、思考力、判断力、表現力等の育成を図ってまいります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭、地域社会の役割を強化し、学校、家庭、地域社会の三者が広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、学びの質を高めてまいります。

《平成29年3月7日》

次に、徳育につきましては、児童・生徒の豊かな心を育てるために、基盤となる道德教育を充実し、生命の尊重、善悪の判断、他者を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、多様な体験活動を通して培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの豊かな感性を育ててまいります。

体育につきましては、児童・生徒の健やかな体を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、全国調査の結果を踏まえ、社会教育との連携を密にし、運動習慣の定着を図り、体力、運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進にあたって、小学校では基本的な生活習慣と豊かな経験を、中学校ではたくましい心身とコミュニケーション能力を、高等学校では一人ひとりが自分の将来を見据えた上で必要な力を育てていただきたいと思います。

1点目に、安全教育につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、組織的な取り組みを強化いたします。

あわせて、生徒指導につきましては、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報活用能力の育成、薬物乱用や性の問題行動などについても、家庭、地域、関係機関等との連携、協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

2点目に、特別支援教育につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

3点目に、食育につきましては、家庭、地域社会と連携し、児童・生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるとともに、地産地消を推進し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

4点目に、信頼される学校について申し上げます。

地域に開かれ信頼される学校を実現するためには、校長のリーダーシップのもと、組織的で機動的な学校運営の推進が重要です。そのために、学校評価や学校評議員制度を生かし、保護者や地域住民の意見や願いが反映できる絆を深める学校づくりを進め、町民の負託に応えるよう努めてまいります。

また、学校教育の要となる授業の質の向上を図るため、校内研修の充実と各種研修会への参加により、教職員の豊かな人間性や社会性、服務規律や法令遵守の徹底に努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための特別支援教育支援員について、必要に応じて複数配置ができるよう1人を増員し、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

《平成29年3月7日》

また、就学援助費につきましては、引き続き、給与対象経費区分を拡大し、認定児童生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、スキー授業にかかるリフト代につきましては、引き続き保護者の負担をなくし、全額を町で負担してまいります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における外国語活動についても、言語や文化に対しての理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

小・中学校の学習環境の整備としましては、昨年度から2年計画による、国が示す学校図書標準数を達成するために図書を購入し、さらに3年計画による児童・生徒用の机、椅子の更新をしてまいります。

また、各小学校の普通教室で授業にICTを活用することで分かる授業を実践し、確かな学力の育成、定着を図るため、大型テレビ、専用テレビ台及び実物投影機を購入し、授業の有用性を図ってまいります。

遠軽高等学校に通う生徒の進学、就職支援のための講座等に対し助成を行い、また、学級数維持、生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちの遠軽高等学校への進学を促してまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、安国中学校及び丸瀬布中学校のトイレの改修工事、遠軽小学校及び安国中学校の体育館小屋根改修工事を実施してまいります。

また、丸瀬布小学校の耐震改修に係る調査設計業務委託などを行うとともに、小・中学校の環境整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新を初め、日ごろの施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。また、南中学校給食室及び生田原学校給食センターに空調設備設置工事を実施してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人ひとりが生涯にわたっていつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その学習成果が適切に評価され、かつその成果を協働による地域づくりの実践に結びつけるよう努めることが求められています。

そのためには、生涯各期の学習機会の充実を図るとともに、学習情報の提供や学習相談体制の充実を図るなど、町民一人ひとりが個性や地域特性を生かしながら、自主的、主体

的に学習活動に取り組めるよう、学習環境の整備に努めていく必要があります。

社会教育の重点項目につきましては、近年、特に家庭環境の多様化や地域社会の変化により家庭教育が困難な社会となっている状況から、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習、体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携、協力を強化し、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みの推進に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的にかつ計画的に推進するための基本的施策として基礎的条件の整備、地域スポーツの推進、競技スポーツの推進が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励したり、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や自己責任、思いやり、コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能にあったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民がいつでも、どこでも、だれでも自由に、そして自主的、主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進にあたっては、遠軽町社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励、援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭、学校、地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表、交流の場などの提供に努めてまいります。あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

さらに、文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、白滝ジオパークとも連携した事業の展開や郷土館機能の充実など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

す。

施設整備につきましては、丸瀬布昆虫生態館空調設備設置工事などを実施し、施設の整備充実に努めてまいります。

4 図書館（室）につきましては、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に生涯学習情報センターとしての機能向上に努め、町民に親しまれる図書館（室）として運営してまいります。

また、丸瀬布生涯学習館外壁改修工事、遠軽町図書館ロールスクリーンカーテン設置工事などを実施し、施設の適切な維持に努めてまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室、大会などを開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携、協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、遠軽町体育協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日、開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めるとともに、えんがる球技場の供用開始によるスポーツ推進の向上を図ってまいります。

また、えんがるロックバレースキー場につきましては、今シーズンより町営化し、指定管理者による管理運営を行っているところであり、今後とも冬期間の体育授業やスポーツの場として、管理運営に努めてまいります。

施設整備等につきましては、生田原スポーツセンター屋上防水工事、えんがる球場内野グラウンド改修工事、瀬戸瀬パークゴルフ場の拡張のための用地購入及び実施設計、安国水泳プール躯体基礎防水工事などを実施し、施設の整備充実に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、平成29年度教育行政執行の方針といたします。

○議長（前田篤秀君） 11時20分まで、暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第1号表彰について御説明をいたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰いたしたく、議会の議決を求めるものです。

表彰の種類につきましては、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、東京都渋谷区神宮前5丁目38番10号、井門義博様から400万円、同じく東京都杉並区堀ノ内1丁目5番3号、岩崎正敏様から130万円、それぞれ森林公園いこいの森の災害復旧資金として御寄附をいただいたものであります。

以上、2件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案をするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第2号遠軽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 議案第2号遠軽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、情報通信の技術を利用する方法により行政手続等を行うため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例。

書面等により行うことと、条例等で規定されている手続等を書面等ではなく、電子申請等の電子的な手続等を行うためには、書面等を意味する条例等の手続根拠規定を整理する

必要があります。

この条例は、全ての条例等の手続根拠規定を対象とし、書面等に加え、情報通信の技術を利用した電子的な手続等を可能とするためのものであります。

この条例は、全9条の構成となっています。

第1条は、この条例の目的でありまして、申請、届出等の手続等に関し、電子情報処理組織を使用するなどの情報通信の技術を利用することができるようにするための共通事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図り、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的と規定するものであります。

第2条は、この条例で使用する用語の意義を定義したもので、このうち第3号の書面等については、書面、書類、文書などの情報が記載された紙などをいいます。

第3条は、電子情報処理組織による申請等に関して規定するものでありまして、書面等により行うこととしている申請等は、書面等に加え、電子情報処理組織を使用して行わせることができることを規定するものです。

電子情報処理組織とは、町の電子計算機と申請者の電子計算機を電気通信回線で接続したものをいいます。

第4条は、電子情報処理組織による処分通知等に関して規定するものでありまして、書面等により行うこととしている処分通知等は、書面等に加え、電子情報処理組織を使用して行うことができることを規定するものです。

第5条は、電磁的記録による縦覧等に関して規定するものでありまして、縦覧等は書面等にかえて電磁的記録により行うことができることを規定するものです。

第6条は、電磁的記録による作成等に関して規定するものでありまして、作成等は書面等にかえて電磁的記録により行うことができることを規定するものです。

第7条は、町の手続等に係る情報システム整備等の努力規定。

第8条は、電子情報処理組織の使用に関する状況の公表に関して規定するものです。

第9条は、委任に関して規定するものです。

附則としまして、第1項は、この条例は、平成29年7月1日から施行するものです。

附則第2項及び第3項は、この条例の制定に伴いまして、遠軽町行政手続条例と遠軽町情報公開条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明をいたしますので、次のページをご覧ください。

遠軽町行政手続条例（抜粋）新旧対照表（附則第2項関係）であります。

第8条第1項中、添付書類の次に「その他の申請の内容」を加えます。また、第33条第4項第2号中、含む。）の次に、「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加えます。

これらは、電子情報処理組織による申請等及び処分通知等で行ったケースも適用される

ように改正するものであります。

続きまして、遠軽町情報公開条例（抜粋）新旧対照表（附則第3項関係）であります。
第8条第3項を次のように改めます。

3、実施機関は、文書、図面又は写真に記録されている公文書の公開にあつては、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている公文書の公開にあつては、視聴、閲覧、写しの交付でその種別を勘案して実施機関が別に定める方法により、公開するものとする。これは、電磁的記録による作成等を可能とすることに伴い、公文書の公開において電磁的記録そのものの公開を可能とするため、改正するものであります。

次のページ以降に、参考資料としてこの条例の施行規則を添付しておりますので御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

高橋議員。

○15番（高橋義詔君） 済みません。あらあらはわかるのですけれども、電子的記録とかという言葉があるので、具体的にどんなものを指して、何がどうなるのかということをやっと具体的な何か例を示して、教えてほしいなと思うのですけれども、ちょっとわからない。

○議長（前田篤秀君） 鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 電磁的記録につきましては、例えばCDですとかDVDハードディスクなどの媒体などに記録されたものをいうことになります。

それから、具体的な例ということがございましたので、この条例が想定しているものということで、平成29年7月に、マイナポータルを活用しました子育てワンストップサービスが国により整備され開始されることになっております。この子育てワンストップサービスは、妊娠、出産、育児等に係る国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健の子育て関連の手續についてインターネットを使用したオンラインによる申請を受け付け、また、地方公共団体から処分通知を行うサービスということになっておりまして、当町でもこのサービスを実施する予定としております。このサービスがスタートすることに伴いまして、オンライン申請などの情報通信の技術を利用した電子的な手續等を可能とするための条例ということになっております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 冒頭に、この条例は町民の利便性の向上を図るということになっていますが、具体的に、今までのいろいろな手續等、町民が窓口に来たときの手續等は変わるのですか。それとも、さらに利便性がよくなるというのはどういうことなのか、

ちょっと教えていただきたい。

○議長（前田篤秀君） 鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 従来の紙による手続はそのまま残ります。選択肢として電子的な申請も受け付けることが可能になるということになりますので、町民にとっては選択肢が増えることによって利便性の向上が図れるというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 電子的なという中身は、そうすると、手続が便利になるということは、自宅から手続ができるというようなことなのですか。わざわざここへ来なくてもいいと。役場に来なくても、家から何かいろいろなことを連絡したり手続ができるということなのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） ただいまの御質問のとおり、自宅からインターネット回線を通して申請が可能になるということです。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

山谷議員。

○11番（山谷敬二君） インターネットによる、よく言われるセキュリティーはどうなっているのかなど。規則のほうでは、インターネットで利用する方法、閲覧ができるふうになっていることが書かれているのですが、それによって、ここら辺は分離しているのかもしれないのだけれども、セキュリティー的なことはどうなっているかだけ聞かせてください。

○議長（前田篤秀君） 鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 電子申請のセキュリティーにつきましては、申請する際に電子署名、それから電子証明書を添付して申請をしていただくことを原則としておりますので、そのことによってセキュリティーが確保されているというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○17番（杉本信一君） 子育てのほうのワンストップサービスということで、今想定しているのは、それだけということなのですか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 当面想定しているのは子育てワンストップサービスというふうになりますけれども、この条例の制定を機に、それ以外の事務も検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○17番（杉本信一君） せっかくそういういいことをするのだから、その辺をかみ砕いて、将来的に何がしたいのかということをしかりと説明でき得る範囲の中で、想定し得る範囲の中でそういう説明をこの議場でしていただければ、我々ももっとわかりやすいのではないかな、最初からね。当然、条例ですから、日本語でずらずら並べてくるのはしようがないことなのだろうとは思いますが、もう少しわかりやすくして、やっぱり一番大事なことは何がしたいのかということをしかりと伝えていただきたいというふうに思います。

それともう1点、遠軽町はまだ手をつけていないですけれども、住民票ですとかあいうものを、コンビニで受け取れるというサービスが今全国的にかなりの広がりを見せているのですけれども、そちらのほうはまだ、このシステム導入と同時に推進していくことというのはできないのでしょうかね。

○議長（前田篤秀君） 鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 説明の仕方の部分については、今後改めていきたいというふうに思います。

それから、住民票などのコンビニ交付、こちらにつきましては、マイナンバーカードを利用した交付ということで全国的な広がりも見せてはおりますけれども、当然それに対する費用も相当かかるわけですので、今後、町民のニーズと費用とを考慮しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○17番（杉本信一君） 具体的にコンビニで交付するのに手数料等、当然中に入る業者にとられるのでしょうか、それは大体、1件当たり幾らぐらいなのでしょうかね。

○議長（前田篤秀君） 鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 申しわけありません。まだそこまで検討は進んでおりません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号遠軽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第6 議案第3号及び日程第7 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第7 議案第10号遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明をいたします。

新旧対照表をお開き願います。

第2条の2につきましては、現行の「第2条の2」を「第2条の3」とし、第2条の次に育児休業法第2条第1項の条例で定める者として、さまざまな事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親、これを養育里親と言いますが、「養育里親である職員に委託している子」を加え、育児休業に係る子の範囲を拡大するものです。

第3条につきましては、第1号の文言の整理を行うとともに、第2号では、条例で定める特別の事情として、「特別養子縁組の監護期間中の子」を加えるものです。

第11条につきましては、第3条の改正に伴う文言の整理、第22条は「を承認されている職員」を「の承認を受けて勤務しない職員」などに文言を整理するものです。

別紙に戻りまして、附則として、平成29年4月1日から施行することを規定しています。

以上で、議案3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第10号遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、企業職員の給与等を改正するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、次のページ、参考資料により御説明いたしますので、新

《平成29年3月7日》

旧対照表をご覧願います。

第5条、扶養手当につきましては、第2項第2号中「及び孫」を削り、第3号に「満2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」を加えるなど、扶養親族の支給対象区分の整理を行うものです。

第17条、給与の減額につきましては、介護休暇を習得できる範囲を要介護者とし、介護休暇の期間を職員の申し出に基づき、一つの要介護状態ごとに3回以下、かつ合計6か月以下の範囲内で指定する期間に改正するとともに、習得できる期間に介護時間を加え、職員が介護のため勤務しないことが相当である期間を連続する3年以下と定め、介護時間の時間を1日につき2時間以下とし、介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とすることなどに改正するものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものがあります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑終わります。

以上で、議案2件の質疑終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《平成29年3月7日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第4号遠軽町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第4号遠軽町特別会計条例の一部改正について説明いたします。

遠軽町特別会計条例の一部改正につきましては、公共用地先行取得事業に係る地方債の償還が終了することに伴い、公共用地先行取得事業特別会計を廃止するため、遠軽町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、遠軽町特別会計条例の一部を次のように改正するもので、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたします。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成29年4月1日とするものです。

次のページ、参考資料をお開き願います。

改正の内容につきましては、現行の第1条第5号の「公共用地先行取得事業特別会計」を削るものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑終わります。

これより、議案第4号遠軽町特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第5号遠軽町税条例等の一部改正行についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

《平成29年3月7日》

会津税務課長。

○税務課長（会津靖朗君） 議案第5号遠軽町税条例等の一部改正について説明いたします。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）等の公布に伴い、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、7ページの次にあります遠軽町税条例等改正資料をお開き願います。

この条例は2条立てでありまして、遠軽町税条例（平成17年遠軽町条例第60号）の改正を第1条としております。

アの町民税の申告、第36条の2第1項については、規定の整備でありまして、特定非営利活動促進法の改正に伴い、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称を変更する規定の整備であります。施行年月日は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行日、平成29年4月1日から施行するものであります。

附則、イの個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、第7条の3の2第1項については、適用期限の延長でありまして、住宅ローン減税措置について控除対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで2年延長し、同様に税額控除の適用期限を平成43年度まで2年間延長するものであります。施行年月日は、公布の日から施行するものであります。

以下の改正規定につきましても、同じく公布の日から施行するものであります。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成28年遠軽町条例第12号）の改正を第2条といたしまして、ウの軽自動車税の税率の特例、第1条中附則第16条については、一定の環境性能を有する軽4輪車等のグリーン化特例（軽課）の1年延長に係る規定の整備であります。

関連条文がありますので、次に、キの軽自動車税に関する経過措置（新設）、附則第3条の2について説明いたします。

この改正規定は、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長に係る経過措置として、平成29年度課税分について適用する規定を整備するものであります。

戻りまして、エの第1条の2は、新設の規定でありまして、法人町民税において地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小に向け、地方交付税原資化を進めるため、法人税割の税率を12.1%から8.4%に引下げる時期及び自動車取得税を廃止し、軽自動車税においてグリーン化機能を維持・強化する環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う規定の整備であります。

オの施行期日、附則第1条については、ただいま説明いたしました法人町民税の法人税割の税率引下げの時期及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成29年4月1日から

《平成29年3月7日》

平成31年10月1日になったことに伴い、施行期日を変更するものであります。

カの町民税に関する経過措置、附則第2条の2については、法人税割の税率引下げが対象になる法人町民税は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用する規定の整備であります。

クの軽自動車税に関する経過措置、附則第4条第1項については、軽自動車税の環境性エネルギー割は平成31年10月1日以後の軽4輪車等の所得に適用期日を変更し、同条第2項については、種別割は平成29年度から平成32年度以後の年度に適用年度を変更する規定の整備であります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町税条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第6号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 議案第6号遠軽町手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、省令より引用する条項の整備を図るため、本条例の一部を改正するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。

別表第9、第1項第3号中「第8条第1号イ（1）」を「第10条第1号イ（1）」に、第4号中「第8条第1号イ（2）」を「第10条第1号イ（2）」に、第3項第3号中「第8条第1号イ（1）」を「第10条第1号イ（1）」に、第4号中「第8条第1号イ（2）」を「第10条第1号イ（2）」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するもので

す。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第7号遠軽町保健福祉サービス事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第7号遠軽町保健福祉サービス事業条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、介護保険法第115条の45第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、介護予防・生活支援事業を見直すため、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町保健福祉サービス事業条例の一部を改正する条例。

遠軽町保健福祉サービス事業条例（平成17年遠軽町条例第98号）の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、遠軽町保健福祉サービス事業条例新旧対照表をお開き願います。

第2条中「第1号及び第2号」を削り、「第3号」を「第1号」とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げる。第3条中「第1号及び第2号」を削り、「第3号」を「第1号」とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げる。第4条第1号中「から第3号まで」を削り、第4条第2号中「第2条第4号」を「第2条第2号」に改め、同条第3号中「第2条第5号」を「第2条第3号」に改め、同条第4号中「第2条第6号」を「第2条第4号」に改める。

別表第1、第7条の規定による手数料中、生きがい活動支援通所事業及び生活管理指導員派遣事業に関する各欄を削る。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

《平成29年3月7日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町保健福祉サービス事業条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第8号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第8号遠軽町介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、消費税率の引き上げの延期に伴い、低所得の第1号被保険者における介護保険料の軽減を継続するため、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例。

遠軽町介護保険条例（平成17年遠軽町条例第124号）の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、遠軽町介護保険条例新旧対照表をお開き願います。

第2条第2項中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成29年3月7日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第13 議案第9号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金沢建設課長。

○建設課長(金沢一彦君) 議案第9号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、寡婦住宅の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。

目次中「第7章寡婦住宅の管理(第67条―第72条)」を「第7章削除」に改めるものです。

次に、第2条第1項中「、一般公共賃貸住宅及び寡婦住宅」を「及び一般公共賃貸住宅」に改めるものです。

次に、「第7章寡婦住宅の管理」を「第7章削除」に改め、「第67条から第72条まで削除」するものです。

次に、第79条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改めるものです。

次に、「別表第2」を削り、「別表第3」を「別表第2」とするものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第11号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第11号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、遠軽町簡易水道事業を遠軽町水道事業に統合するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、次のページ参考資料により御説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

現行、第1条第1項中「及び遠軽町簡易水道事業」を削除するものです。

次に、第2条第2項第1号、遠軽町水道事業と第2号遠軽町簡易水道事業を合わせ、第1号給水区域とし、ア全部の区域とイ一部の区域に集約し、第2号、給水人口を2万3,660人とし、第3号、一日最大給水量を1万2,673立方メートルとするものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、北海道知事の認可の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第12号遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 議案第12号遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を定めるものがあります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と省略させていただきますが、番号法の改正により条文の繰り下げなどがあったことに伴いまして、番号法を引用しております遠軽町個人情報保護条例と遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものであります。

この条例は、全2条の構成でありまして、第1条は、遠軽町個人情報保護条例の一部改正について、第2条は、遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について規定するものであります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明をいたしますので、次のページをお開き願います。

遠軽町個人情報保護条例（抜粋）新旧対照表（第1条関係）であります。

第2条第5号中、第2項の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加えます。

第36条第2項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、第2項の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加えます。

第37条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改めます。

次のページをお開き願います。

遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（抜粋）新旧対照表（第2条関係）であります。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改めます。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、平成29年5月30日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号遠軽町個人情報保護条例及び遠軽町個人番号の利用及び特定個

人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

1時まで、昼食のため、暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第13号から日程第21 議案第18号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第13号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)、日程第17 議案第14号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第18 議案第15号平成28年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第19 議案第16号平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)、日程第20 議案第17号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算(第4号)、日程第21 議案第18号平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)、以上議案6件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長(大堀 聡君) 議案第13号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)について説明いたします。

平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,418万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を178億6,405万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の変更は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」により説明いたします。

地方債の追加、廃止及び変更は、「第4表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料を396万7,000円減額し、総額を4億4,199万8,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を1,280万5,000円減額、2項国庫補助金に9,322万円を追加し、総額を15億3,686万9,000円とするも

のです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金を245万6,000円減額、2項道補助金を9,053万2,000円減額、3項委託金を135万8,000円減額し、総額を12億2,729万2,000円とするものです。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入を108万1,000円減額し、総額を4,446万3,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に1,593万5,000円を追加し、総額を4,241万9,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を1,246万3,000円減額し、総額を5億7,980万3,000円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入を1,397万8,000円減額し、総額を2億6,545万5,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債を470万円減額し、総額を32億7,670万円とするものです。

これによりまして、歳入合計178億9,823万5,000円から3,418万5,000円を減額し、総額を178億6,405万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を1,399万8,000円減額、5項統計調査費を134万9,000円減額し、総額を31億5,822万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を290万4,000円減額、2項児童福祉費を1,802万1,000円減額し、総額を28億8,515万3,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に70万1,000円を追加、2項清掃費を7,160万5,000円減額し、総額を15億5,164万9,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費を8,199万円減額、2項林業費を1,792万8,000円減額し、総額を11億5,829万3,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費を323万6,000円減額し、総額を4億4,281万5,000円とするものです。

8款土木費につきましては、1項土木管理費を27万9,000円減額、2項道路橋りょう費に4,251万円を追加、3項河川費を43万2,000円減額、4項都市計画費に2,446万8,000円を追加、5項下水道費を1億3,328万3,000円減額、6項住宅費に1億7,763万6,000円を追加し、総額を27億4,025万6,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を3,129万円減額し、総額を7億2,104

《平成29年3月7日》

万7,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を290万9,000円減額、2項小学校費に1億2,939万7,000円を追加、3項中学校費を35万円減額、5項社会教育費に300万円を追加、6項保健体育費を3,232万3,000円減額し、総額を22億6,687万4,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計178億9,823万5,000円から3,418万5,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の178億6,405万円とするものです。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、(仮称)えんがる町民センター建設基本・実施設計業務委託、8款土木費2項道路橋りょう費、向遠軽開拓道路道路改良工事の総額及び年割額をそれぞれ変更するものです。

次のページをお開き願います。

次に、第3表、繰越明許費補正について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、旧武利小学校改修等事業2,137万4,000円、(仮称)えんがる町民センター建設事業2億7,484万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費、通知カード・個人番号カード事業164万6,000円、6款農林水産業費1項農業費、麦乾燥調製貯蔵施設整備事業7億5,937万5,000万円、道営草地整備事業2,735万円、8款土木費2項道路橋りょう費、東2線道路防雪事業5,000万円、4項都市計画費、3・6・9岩見通道路改良舗装事業5,600万円、6項住宅費、ふくろ団地公営住宅建設事業1億9,800万円、10款教育費2項小学校費、生田原小学校耐震改修事業8,143万円、安国小学校耐震改修事業5,218万円につきましては、年度内の支出を見込めないことから、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、第4表、地方債補正について説明いたします。

地方債の追加につきましては、生田原小学校耐震改修事業7,410万円、安国小学校耐震改修事業4,030万円を追加するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりです。

地方債の廃止につきましては、地方公共交通事業1,800万円を廃止するものです。

次のページをお開き願います。

地方債の変更につきましては、道の駅整備事業から麦乾燥調製貯蔵施設整備事業までの14事業について、限度額をそれぞれ変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

14ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費10万円の減額につきまして

は、負担金の率の確定により職員共済組合追加費用負担金を減額するものです。職員人件費1,397万2,000円の減額につきましては、職員の人事異動に伴う負担金率の確定等により給料手当及び共済組合負担金をそれぞれ補正するものです。

2目文書広報費、広報紙発行事業125万4,000円の減額につきましては、執行見込みにより印刷製本費を減額するものです。

5目財産管理費、財産管理一般経費2,095万2,000円につきましては、事業費の確定により丸瀬布ふれあいセンター屋根改修工事及び白滝地域遊具等撤去工事をそれぞれ減額、マウレ・メモリアル・ミュージアムのリニューアルに伴い、旧武利小学校改修等工事2,137万4,000円を計上するものです。

6目企画費、企画一般経費3,171万4,000円の減額につきましては、事業費の確定等により岩見通南2丁目補償費算定業務委託料、(仮称)えんがる町民センター建設基本・実施設計業務委託料、旧遠軽中央病院解体工事実施設計業務委託料、ロックバレースキー場附帯施設撤去工事、用地購入費、物件移転補償金をそれぞれ減額、執行見込みにより遠軽高等学校通学者等助成金、大型免許等資格取得支援事業助成金、貸切バス利用事業補助金をそれぞれ減額するものです。

8目交通対策費、交通安全施設整備事業181万5,000円の減額につきましては、事業費の確定により遠軽地域生活安全灯改修工事、瀬戸瀬地区交通安全施設改修工事、生田原地域生活安全灯改修工事、白滝地域生活安全灯改修工事をそれぞれ減額するものです。

紋別空港利用対策事業19万9,000円につきましては、執行見込みにより紋別空港利用促進協議会負担金205万1,000円を追加、紋別空港利用促進助成金185万2,000円を減額するものです。

10目自治振興費、地域集会施設管理事業12万9,000円の減額につきましては、事業費の確定により白滝ふれあいセンター屋根塗装工事を減額するものです。

11目電算管理費、電算システム維持管理事業200万円の減額につきましては、執行見込みにより情報通信線維持工事を減額するものです。

15目基金運営費、基金運営事業1,583万5,000円につきましては、指定寄附金16件、144万6,369円、ふるさと納税寄附金1,091件、1,438万8,000円によりまちづくり振興基金積立金を追加するものです。

5項統計調査費1目統計調査総務費、各種調査事業134万9,000円の減額につきましては、事業費の確定により調査員報酬、普通旅費、消耗品費、食糧費、通信運搬費をそれぞれ減額するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業8万2,000円の減額につきましては、国民健康保険特別会計予算の補正に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を減額するものです。

介護保険事業255万8,000円の減額につきましては、介護保険特別会計予算の補

正に伴い、介護保険特別会計繰出金を減額するものです。

3目高齢者福祉費、高齢者のりもの乗車助成事業59万3,000円につきましては、利用者の増加によりりもの乗車負担金を追加するものです。

5目社会福祉施設費、母子通園センター管理事業85万7,000円の減額につきましては、執行見込みにより臨時職員賃金を減額するものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業1,802万1,000円の減額につきましては、対象児童の減少により施設型給付費負担金1,502万1,000円、サービス利用の減少により一時預かり事業補助金300万円を減額するものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、財源の振り替えです。

4目環境衛生費、環境衛生一般経費75万円につきましては、飲料水ボーリング工事等に係る飲料水確保事業補助金を計上するものです。

上水道事業の推進4万9,000円の減額につきましては、水道事業会計予算の補正に伴い、水道事業会計繰出金を減額するものです。

2項清掃費1項清掃総務費、リサイクル推進事業433万2,000円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業6,727万3,000円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業関係団体助成事業1億466万5,000円の減額につきましては、執行見込みにより麦乾燥調製貯蔵施設整備事業補助金を減額するものです。

農業担い手対策事業150万円の減額につきましては、補助対象者の減少により青年就農給付金事業補助金を減額するものです。

6目農業施設費、公共牧場管理事業2,417万5,000円につきましては、国の補正予算による北海道の事業の一部前倒しに伴い、道営草地整備事業負担金を追加するものです。

2項林業費1目林業振興費、鳥獣被害防止対策事業1,037万円の減額につきましては、国の補助金の確定により鳥獣捕獲報償金867万円を減額、エゾシカの捕獲頭数の減少により手数料170万円を減額するものです。

町有林整備事業351万7,000円の減額につきましては、執行見込みにより臨時職員賃金90万円、その他保険料50万円を減額、造林事業請負費211万7,000円を減額するものです。

森林整備地域活動支援対策事業80万円の減額につきましては、事業費の確定により森林整備地域活動支援交付金を減額するものです。

林業振興一般経費324万1,000円の減額につきましては、執行見込みにより嘱託職員報酬170万6,000円、報酬職分社会保険料33万4,000円、講師謝礼金10万8,000円、費用弁償29万3,000円を減額、北海道の補助金の確定により遠軽地

《平成29年3月7日》

区森林組合助成金 80 万円を減額するものです。

7 款商工費 1 項商工費 1 目商工業振興費、商工業融資利子補給事業 92 万 6,000 円につきましては、予算に不足が見込まれるため、町融資利子及び保証料補助金を追加するものです。

商工会議所・商工会助成事業 69 万 7,000 円の減額につきましては、執行見込みにより商工会運営費補助金を減額するものです。

5 目観光施設費、生田原温泉ホテルノースキング管理事業 187 万 3,000 円の減額につきましては、事業費の確定により生田原コミュニティセンター改修工事を減額するものです。

森林公園いこいの森管理事業 159 万 2,000 円の減額につきましては、昨年 8 月の災害による施設閉鎖等により臨時職員賃金 58 万円、費用弁償 19 万 7,000 円、手数料 81 万 5,000 円を減額するものです。

8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費、土木総務一般経費 27 万 9,000 円の減額につきましては、車両購入に係る事業費の確定により備品購入費 63 万 4,000 円減額、日本通運株式会社遠軽支店跡地の一部貸し付けにより土地開発基金操出金 35 万 5,000 円を追加するものです。

2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう総務費、道路台帳整備事業 44 万 6,000 円の減額につきましては、事業費の確定により道路台帳等補正業務委託料を減額するものです。

道路橋りょう総務一般経費 80 万円の減額につきましては、事業費の確定により町道用確測量業務委託料を減額するものです。

2 目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持事業 95 万円の減額につきましては、車両購入に係る事業費の確定により備品購入費を減額するものです。

除雪対策事業 8,827 万円につきましては、除排雪経費に不足が見込まれるため、道路除排雪業務委託料 6,344 万 8,000 円、機械借上料 2,482 万 2,000 円を追加するものです。

3 目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業 4,356 万 4,000 円の減額につきましては、事業費の確定等により東 2 線道路（防雪柵）補償費算定業務委託料、福路 39 号線通境界標埋設業務委託料、南ヶ丘 4 号通用確測量業務委託料、南 1 丁目中通用確測量業務委託料、生田原北光線用確測量業務委託料、福路 39 号線通道路改良舗装工事、生田原北光線待避所設置工事、東 2 線道路防雪工事（防雪柵）、市街地 40 号道路改良舗装工事、向遠軽開拓道路道路改良工事、用地購入費、市街地 40 号 40 号線踏切拡幅工事負担金、物件移転補償金をそれぞれ減額するものです。

3 項河川費 1 目河川総務費、河川維持管理事業 43 万 2,000 円の減額につきましては、事業費の確定により御園川河川維持業務委託料を減額するものです。

4 項都市計画費 1 目都市計画総務費、地籍整備事業 699 万 6,000 円の減額につき

《平成 29 年 3 月 7 日》

ましては、事業費の確定により地籍調査事業業務委託料、地籍調査事業永久杭埋設業務委託料をそれぞれ減額するものです。

2目街路事業費、街路新設改良事業4,414万円の追加につきましては、事業費の確定により3・4・3役場通交通バリアフリー歩道整備工事及び道路改良附帯工事をそれぞれ減額、事業費の確定及び国の補正予算により3・6・9岩見通道路改良舗装工事4,909万5,000円を追加するものです。

3目公園費、公園緑地維持管理事業1,267万6,000円の減額につきましては、事業費の確定により生田原河畔公園トイレ建設工事、生田原河畔公園あずまや建設工事、生田原河畔公園トイレ解体工事をそれぞれ減額するものです。

5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業の推進1億3,328万3,000円の減額につきましては、個別排水処理事業特別会計予算の補正に伴い、個別排水処理事業特別会計繰出金432万5,000円を減額、下水道事業会計予算の補正に伴い、下水道事業会計繰出金1億2,895万8,000円を減額するものです。

6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理事業636万5,000円の減額につきましては、事業費の確定により西区第2団地公営住宅屋根塗装工事、町営住宅火災警報器更新工事をそれぞれ減額するものです。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業1億8,400万1,000円につきましては、事業費の確定によりふくろ団地公営住宅設計業務委託料、住生活基本計画・長寿命化計画策定業務委託料、水谷団地公営住宅解体工事、学田団地公営住宅解体工事、寡婦住宅解体工事、生野団地公営住宅解体工事、新町第2号団地公営住宅解体工事、やまなみ団地公営住宅外構工事、学校通団地公営住宅大規模改修工事をそれぞれ減額、事業費の確定及び国の補正予算によりふくろ団地公営住宅建設工事1億9,021万7,000円を追加するものです。

9款消防費1項消防費1目消防費、広域組合運営事業3,129万円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合消防負担金を減額するものです。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、教育委員会事務局一般経費207万6,000円の減額につきましては、児童生徒数の増加に伴う道費負担事務職員の配置により嘱託職員報酬177万6,000円、報酬職分社会保険料30万円を減額するものです。

3目教育振興費、スクールバス運行事業93万3,000円の減額につきましては、事業費の確定によりスクールバス等運転業務委託料を減額するものです。

奨学資金貸付事業10万円につきましては、指定寄附により奨学資金貸付基金繰出金を追加するものです。

2項小学校費2目教育振興費、小学校特別支援教育支援員配置事業50万円の減額につきましては、執行見込みにより費用弁償を減額するものです。

要保護・準要保護児童援助事業68万9,000円につきましては、対象者の増加により就学援助費を追加するものです。

《平成29年3月7日》

3目学校建設費、小学校建設事業1億2,920万8,000円につきましては、事業費の確定により生田原小学校外5校グラウンド整備工事、小学校遊具設置工事、東小学校大規模改修工事、生田原小学校放送設備更新工事をそれぞれ減額、国の補助金の追加により生田原小学校耐震改修工事監理業務委託料133万円、安国小学校耐震改修工事監理業務委託料148万円、生田原小学校耐震改修工事8,010万円、安国小学校耐震改修工事5,070万円を計上するものです。

3項中学校費2目教育振興費、中学校特別支援教育支援員配置事業35万円の減額につきましては、執行見込みにより費用弁償を減額するものです。

5項社会教育費1目社会教育総務費、社会教育各種大会参加費補助事業300万円につきましては、遠軽高等学校吹奏楽局の全国大会出場に係る社会教育振興補助金を追加するものです。

6項保健体育費2目体育施設費、球技場管理運営事業3,232万3,000円の減額につきましては、事業費の確定により（仮称）スポーツ広場整備工事及び（仮称）スポーツ広場トイレ建設工事をそれぞれ減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお開き願います。

13款使用料及び手数料1項使用料5目商工使用料396万7,000円の減額につきましては、丸瀬布森林公園いこいの森使用料及び丸瀬布林鉄機関車軌道使用料は、昨年8月の災害による施設閉鎖に伴う減額です。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1,280万5,000円の減額につきましては、対象児童の減少による施設型給付費負担金の減額です。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金100万円の減額につきましては、サービス利用の減少による一時預かり事業補助金の減額です。

5目土木費国庫補助金7,527万円につきましては、道路改良事業交付金は事業費の確定及び事業の追加による減額、街路事業交付金は事業費の確定及び事業費の追加による追加、地域住宅交付金は事業費の確定による減額、地域居住機能再生推進事業補助金は事業費の確定及び事業の追加による追加です。

6目教育費国庫補助金1,895万円につきましては、生田原小学校及び安国小学校の耐震改修工事に係る学校施設環境改善交付金です。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金132万4,000円につきましては、施設型給付費負担金の追加です。

3目土木費道負担金378万円の減額につきましては、事業費の確定による地籍調査事業費負担金の減額です。

2項道補助金2目民生費道補助金100万円の減額につきましては、サービス利用の減少に係る一時預かり事業補助金の減額です。

3目衛生費道補助金190万円の減額につきましては、遠軽地域医療対策連携会議に係

る事業費の確定による地域づくり総合交付金の減額です。

4目農林水産業費道補助金8,763万2,000円の減額につきましては、青年就農給付金事業補助金は補助対象者の減少による減額、産地パワーアップ事業補助金は麦乾燥調製貯蔵施設整備に係る事業費の執行見込みによる減額、森林環境保全整備事業補助金は造林事業請負費の執行見込みによる減額、森林整備地域活動支援交付金は事業費の確定による減額です。

3項委託金1目総務費委託金135万8,000円の減額につきましては、事業費の確定による各種統計調査委託金の減額です。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入108万1,000円の減額につきましては、町有地貸付料は日本通運株式会社遠軽支店跡地の一部貸し付けによる追加、教職員住宅貸付料は入居者の減少による減額です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金154万7,000円につきましては、まちづくり振興資金として9件、95万1,369円、社会福祉振興資金として5件、38万円、教育振興資金として2件、11万5,000円、奨学資金として1件、10万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金1,438万8,000円につきましては、1,091件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、1,246万3,000円の減額です。

20款諸収入5項雑入6目雑入1,397万8,000円の減額につきましては、えんがる球技場整備事業に係るスポーツ振興くじ助成金の減額です。

21款町債1項町債1目総務債4,090万円の減額につきましては、道の駅整備事業債は事業費の確定による追加、生活安全灯整備事業債及び福祉センター建替事業債は事業費の確定による減額、地域公共交通事業債は財源の振り替えによる減額です。

2目衛生債4,700万円の減額につきましては、地域医療対策事業債は財源の振り替えによる減額、ごみ焼却施設整備事業債は事業費の確定による減額です。

4目商工債180万円の減額につきましては、事業費の確定による生田原コミュニティセンター改修事業債の減額です。

5目土木債2,760万円につきましては、道路新設改良事業債は事業費の確定による減額、街路整備事業債は事業費の追加及び事業費の確定による追加、公園整備事業債は事業費の確定による減額、公営住宅建設事業債は事業の追加及び事業費の確定による追加です。

6目消防債1,780万円の減額につきましては、事業費の確定による消防車両整備事業債の減額です。

7目教育債9,620万円につきましては、東小学校大規模改修事業債は事業費の確定による減額、生田原小学校耐震改修事業債及び安国小学校耐震改修事業債は事業の追加に

よる追加、体育施設整備事業債はえんがる球技場の整備に係る事業費の確定による減額です。

9目農林水産業債2,100万円の減額につきましては、執行見込みによる麦乾燥調製貯蔵施設整備事業債の減額です。

なお、補正予算の主な工事の概要につきましては、赤番4、工事関係資料により担当から説明をいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 只野丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（只野博之君） それでは、赤番4の工事関係説明資料の1ページをお開き願います。

このたび補正予算に計上させていただきました旧武利小学校改修等工事の概要を説明いたします。

一つは、既設屋根改修でございまして、雨漏りやすが漏れの原因になっている老朽化した集合煙突の撤去、屋根の軒先部分である破風の修繕、板金が劣化している屋根の全面改修でございまして。屋根面積は約880平米でございます。

二つ目は、多目的トイレ新設で、既設校舎の1階玄関部分に設置いたします。

三つ目は、既存の和式トイレの男女各1基を洋式化するものです。

四つ目は、手すりの変形するなど老朽化が著しい2階から1階への非常階段の改修です。

五つ目が、図で斜線を引いてございます旧木造校舎の解体でございます。この古い木造校舎は、昭和22年建築の旧分岐小中学校を昭和39年に移築したもので、今年築70年になる老朽化した建物です。木造平屋建てで、面積は409平米でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 続きまして、建設課所管に係る工事概要について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

東2線道路防雪工事（防雪柵）で、平成24年度からの継続事業でございます。国の大型補正に伴う工事で、延長105メートル、2.5メートルの片側歩道防雪柵一式でございます。

3ページは、3・6・9岩見通道路改良舗装工事で、平成25年度からの継続事業でございます。国の大型補正に伴う工事で、延長165メートル、2.5メートルの両側歩道の改良舗装を実施するものでございます。今回の工事で、道道遠軽雄武線までの完成となります。

4ページをお開き願います。

ふくろ団地公営住宅建設工事の配置図でございます。平成26年度からの継続事業でござ

《平成29年3月7日》

ざいまして、ふくろ団地E棟、木造平屋建て1棟4戸、延べ床面積348平方メートル、ふくろ団地F棟、木造平屋建て1棟4戸、延べ床面積321平方メートル及び外構工事でございます。

5ページがE棟平面図、6ページがE棟立面図、7ページがF棟平面図、8ページがF棟立面図でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） 続きまして、9ページをご覧ください。

生田原小学校耐震改修工事でございます。体育館等の工事概要につきましては、耐震補強で屋根ブレースの増設と側面中間桁梁の補強、内装改修で床の改修とバスケットゴール板の取替を、体育館平屋部分の屋根の改修と、LED照明設備の改修、換気設備の改修でございます。

次に、校舎等につきましては、小荷物専用昇降機の改修と内部防火戸の改修、暖房設備の改修を行うものでございます。

次に、次のページをご覧ください。

安国小学校耐震改修工事でございます。体育館等の工事概要につきましては、耐震補強で屋根ブレースの増設と側面中間桁梁の補強を、内装改修で床の改修とバスケットゴール板の取替を、LED照明設備の改修と換気設備の改修でございます。

次に、校舎等につきましては、耐震補強で鉄筋コンクリート耐震壁の新設でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第14号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,391万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,477万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に35万5,000円を追加し、総額を5億1,676万3,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、1項道負担金に35万5,000円を追加し、総額を1億3,503万9,000円とするものです。

7款共同事業交付金につきましては、1項共同事業交付金を3,454万5,000円減額し、総額を5億5,499万7,000円とするものです。

《平成29年3月7日》

9 款繰入金につきましては、1 項他会計繰入金を 8 万 2,000 円減額し、総額を 3 億 7,962 万 3,000 円とするものです。

10 款繰越金につきましては、1 項繰越金に 1,000 円を追加し、総額を 795 万 2,000 円とするものです。

これによりまして、歳入合計 27 億 6,868 万 9,000 円から 3,391 万 6,000 円を減額し、総額を 27 億 3,477 万 3,000 円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費を 8 万 2,000 円減額し、総額を 4,111 万 6,000 円とするものです。

7 款共同事業拠出金につきましては、1 項共同事業拠出金を 3,383 万 4,000 円減額し、総額を 5 億 8,503 万 6,000 円とするものです。

これによりまして、歳出合計 27 億 6,868 万 9,000 円から 3,391 万 6,000 円を減額し、総額を歳入歳出同額の 27 億 3,477 万 3,000 円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8 ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 8 万 2,000 円は、職員の人事異動及び執行精査による職員人件費の減額です。

7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金 1 目高額医療費共同事業拠出金 1 4 2 万 1,000 円は、高額医療費共同事業医療費拠出金の確定による負担金の追加です。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金 3,525 万 5,000 円は、保険財政共同安定化事業医療費拠出金の確定による負担金の減額です。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、6 ページをお開き願います。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 2 目高額医療費共同事業負担金 3 5 万 5,000 円は、医療費拠出金の確定による高額医療費共同事業負担金の追加です。

6 款道支出金 1 項道負担金 1 目高額医療費共同事業負担金 3 5 万 5,000 円は、医療費拠出金の確定による高額医療費共同事業負担金の追加です。

7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金 1 目高額医療費共同事業交付金 7 1 万円は、医療費拠出金の確定による高額医療費共同事業交付金の追加です。

2 目保険財政共同安定化事業交付金 3,525 万 5,000 円は、医療費拠出金の確定による保険財政共同安定化事業交付金の減額です。

9 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 8 万 2,000 円は、その他一般会計繰入金の減額です。

10 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1,000 円は、前年度繰越金の追加です。

《平成 29 年 3 月 7 日》

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第15号平成28年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成28年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,293万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億3,090万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、1項介護保険料を1,139万円減額し、総額を2億9,206万9,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、1項道負担金に194万円を追加し、総額を2億4,265万6,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金を255万8,000円減額、2項基金繰入金に639万円を追加し、総額を2億6,713万9,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に2,854万9,000円を追加し、総額を3,087万5,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計17億797万8,000円に2,293万1,000円を追加し、総額を17億3,090万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費から255万8,000円を減額し、総額を4,161万7,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に2,243万9,000円、2項高額介護サービス等費に205万円、3項高額医療合算介護サービス等費に100万円をそれぞれ追加し、総額を16億2,923万3,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計17億797万8,000円に2,293万1,000円を追加し、総額を17億3,090万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費255万8,000円は、人事異動及び執行精査による減額でありまして、給料並びに職員手当等及び共済費をそれぞれ減額するものです。

《平成29年3月7日》

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目介護サービス等給付費、介護サービス等給付費 2, 2 4 3 万 9, 0 0 0 円は実績見込み精査に伴う追加でありまして、居宅介護サービス等給付費に 1, 5 0 0 万円追加、地域密着型介護サービス等給付費を 2, 5 0 0 万円減額、施設介護サービス等給付費に 2, 4 5 0 万円追加、居宅介護サービス等計画給付費に 7 9 3 万 9, 0 0 0 円の追加であります。

2 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス等費、高額介護サービス等費 2 0 5 万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

3 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費 1 0 0 万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

1 款介護保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料 1, 1 3 9 万円につきましては、加入者の変動による保険料の減額であります。

6 款道支出金 1 項道負担金 1 目介護給付費負担金 1 9 4 万円につきましては、平成 2 7 年度介護サービス等給付費の実績精査に伴う介護給付費負担金の過年度分の追加であります。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金 2 5 5 万 8, 0 0 0 円につきましては、人事異動に伴う職員給与費等一般会計繰入金の減額であります。

2 項基金繰入金 1 目介護給付準備基金繰入金 6 3 9 万円につきましては、保険料減額に伴う介護給付準備基金繰入金の追加であります。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 2, 8 5 4 万 9, 0 0 0 円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査及び保険料減額に伴う前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第 1 6 号平成 2 8 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

平成 2 8 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 4 9 6 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 4 6 0 万 5, 0 0 0 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更につきましては、「第 2 表地方債補正」により説明します。

1 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金につきましては、1 項分担金を 7 5 万円減額し、総額を 7 5 万円とするものです。

3 款繰入金につきましては、1 項他会計繰入金を 4 3 2 万 5, 0 0 0 円減額し、総額を

《平成 2 9 年 3 月 7 日》

671万円とするものです。

4款繰越金につきましては、1項繰越金に31万5,000円を追加し、総額を31万6,000円とするものです。

6款町債につきましては、1項町債を4,020万円減額し、総額を4,560万円とするものです。

これによりまして、歳入合計9,956万5,000円から4,496万円減額し、総額を5,460万5,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費を4,496万円減額し、総額を5,233万8,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計9,956万5,000円から4,496万円を減額し、総額を歳入歳出同額の5,460万5,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。

3ページをご覧ください。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により限度額を8,580万円から4,560万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費1目一般管理費38万円は、一般管理事業の執行精査により手数料38万円を減額するものです。

2目個別排水処理施設整備費4,458万円は、執行精査により浄化槽設置工事設計業務委託料231万6,000円、浄化槽設置工事費4,226万4,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金1項分担金1目排水処理費分担金75万円は、事業執行精査による個別排水受益者分担金の減額です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金432万5,000円は、事業執行精査により一般会計繰入金の減額です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金31万5,000円は、前年度繰越金の追加です。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債4,020万円は、事業執行精査による起債の減額です。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

《平成29年3月7日》

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第17号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第2条は、平成28年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益を4万9,000円減額し、総額を5億5,542万5,000円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用598万5,000円減額し、総額を5億831万4,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書中「1億9,224万4,000円」を「1億8,773万3,000円」に、「3,643万1,000円」を「3,068万4,000円」に、「1,484万1,000円」を「1,607万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を7,680万円減額、第2項国庫補助金を202万2,000円減額、第4項工事負担金を2,706万5,000円減額、第5項分担金を7万2,000円増額し、総額を8億1,641万7,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を1億1,032万6,000円減額し、総額を10億415万円とするものです。

第4条は、予算第5条の企業債の表中、上水道整備事業の限度額「1億3,600万円」を「6,200万円」に、簡易水道整備事業の限度額「5億4,510万円」を「5億4,230万円」に改めるものです。

次のページ、第5条は、予算第7条に定めた職員給与費「8,920万3,000円」を「8,321万8,000円」に改めるものです。

次のページをご覧ください。

1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に6ページ、補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益1項営業収益2目他会計負担金4万9,000円の減額は、一般会計繰入金の執行精査によるものです。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費15万円の減額は、共済組合負担率の変更によるものです。

2目配水及び給水費3万7,000円の減額は、共済組合負担率の変更によるものです。

3目総係費579万8,000円の減額は、1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで人事異動に伴う人件費の精査及び共済組合負担率の変更によるものです。

《平成29年3月7日》

資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債7,680万円の減額は、国道333号豊里送水管布設工事及び道道丸瀬布上渚滑線導水管仮設工事の中止によるものです。

2項国庫補助金1目国庫補助金202万2,000円の減額は、簡易水道等施設整備補助工事の精査によるものです。

4項工事負担金1目工事負担金2,706万5,000円の減額は、工事中止による水道管移設補償金の精査によるものです。

5項分担金1目分担金7万2,000円の増額は、給水装置工事の新設に伴い追加したものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目拡張費5,736万2,000円の減額は、簡易水道浄水場建設工事外、執行精査によるものです。

2目配水管布設費5,296万4,000円の減額は、水道管布設替工事の執行精査によるものです。

以上で説明を終わります。

引き続き、議案第18号平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、平成28年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款下水道事業収益第2項営業外収益に104万2,000円追加し、総額を11億7万8,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用を406万8,000円減額し、総額を9億4,034万3,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の本文括弧書中「3億5,618万5,000円」を「3億5,137万6,000円」に、「5,928万6,000円」を「5,447万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債に9,860万円追加、第2項国庫補助金を4,169万4,000円減額、第3項他会計補助金を1億3,000万円減額、第4項工事負担金を1,100万円減額し、総額を7億5,397万円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費から8,890万3,000円減額し、総額を11億534万6,000円とするものです。

第4条は、予算第5条の債務負担行為の表中、遠軽下水処理センターコントロールセンター等の更新工事委託の限度額「3億4,500万円」を「3億2,400万円」に改めるものです。

第5条は、予算第6条の企業債の表中、公共下水道整備事業の限度額「3億3,010万円」を「4億2,870万円」に改めるものです。

《平成29年3月7日》

第6条は、予算第8条に定めた職員給与費「5,735万円」を「5,328万2,000円」に改めるものです。

第7条は、予算第9条に定めた他会計からの補助金「5億7,310万4,000円」を「4億4,414万6,000円」とするものです。

次のページをお開き願います。

1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページは債務負担行為に関する調書、5ページから6ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に7ページ、補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益1目他会計補助金104万2,000円の増額は、一般会計繰入基準の追加によるものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費395万6,000円の減額、2目処理場費4万円の減額、3目総係費7万2,000円の減額は、人事異動に伴う人件費精査及び共済組合負担率の精査によるものです。

8ページ、資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債9,860万円の追加は、下水道区域の拡大に伴い公共下水道工事の財源を下水道事業債に振り替えたものです。

2項国庫補助金1目国庫補助金4,169万4,000円の減額は、下水道事業交付金の執行精査によるものです。

3項他会計補助金1目他会計補助金1億3,000万円の減額は、下水道区域の拡大に伴う財源の変更によるものです。

4項工事負担金1目工事負担金1,100万円の減額は、いわね団地1号通下水道工事取りやめによるものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費8,560万2,000円の減額は、公共下水道管渠設計調査業務委託及び公共下水道管渠工事等の執行精査によるものです。

2目処理場整備費300万9,000円の減額は、遠軽下水処理センターのコントロールセンター等更新工事委託の執行精査によるものです。

3目固定資産取得費29万2,000円の減額は、下水道施設用地購入費の執行精査によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案6件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第13号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、

歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、14 ページから19 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、3 款民生費、20 ページから23 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、4 款衛生費、24 ページから27 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、6 款農林水産業費、28 ページから31 ページ。

杉本議員。

○17 番(杉本信一君) ちょっと教えていただきたいのですが、麦乾施設に関する農業関係団体助成事業の中で、麦乾施設の事業補助金が減額で1億400万円、先ほどの財政のほうの説明では執行見込みにより、これは国の補助金が減ったことでということなのですか。ちょっと私、この中身がわからないのですけれども、どういう経緯でこういうふうになったのか。

○議長(前田篤秀君) 澤口農政林務課長。

○農政林務課長(澤口浩幸君) ただいまの御質問でありますけれども、減額につきましては、入札による執行残による減額でございまして、その分の補助金を今回減額補正するものでございます。

以上です。

○議長(前田篤秀君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、7 款商工費、32 ページから33 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、8 款土木費、34 ページから45 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、9 款消防費、46 ページから47 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、10 款教育費、48 ページから57 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

13 款使用料及び手数料、10 ページから11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、14 款国庫支出金、10 ページから11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) なければ、15 款道支出金、10 ページから11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（前田篤秀君） なければ、16款財産収入、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、17款寄附金、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、18款繰入金、10ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、20款諸収入、12ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、21款町債、12ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、継続費補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表、繰越明許費補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第4表、地方債補正、5ページから6ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第13号の質疑を終わります。
次に、議案第14号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1款総務費、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、7款共同事業拠出金、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
3款国庫支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、6款道支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、7款共同事業交付金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、9款繰入金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） なければ、10款繰越金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成29年3月7日》

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号平成28年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

○議長（前田篤秀君） なければ、2款保険給付費、10ページから15ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款介護保険料、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、6款道支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、8款繰入金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、9款繰越金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款個別排水処理費、9ページから10ページ。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 施設整備費なのですが、当初予算のおよそ半額近く減額されているのですが、この要因というのは個別排水、浄化槽の設置を希望する町民が少なかったということなのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいまの御質問ですが、今回、平成28年度につきましては申し込みが16件ということで、おおむね半分ということで終了したところでございます。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 希望する方については、工事は全部できているということなのですが、以前に、希望者を募るといふか、実施するに当たって、地域的にある程度まとまった中でやっていきたいというような説明があったように記憶しているのですが、例えば募集するに当たっては、そういう条件とかは、今回はどここの地区、例えば生田原に関し

では平成28年度から対象になりましたけれども、生田原この地域とかというような、そういうような希望の集め方というのはしているのですか。それとも、全域的に条件なしで募集しているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） ただいまの御質問ですけれども、地域的にまとまってというのは、工事を発注するときにある程度まとめて発注したいというこちらの希望もございまして、そういう説明をさせていただきましたが、募集に関しましては、どこどこの地域を限定とかということではなく、全町対象として引き続き行っていきたいと思っています。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1 款分担金及び負担金、7 ページから8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、3 款繰入金、7 ページから8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、4 款繰越金、7 ページから8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、6 款町債、7 ページから8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、資本的収入及び支出、7 ページ。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 済みません。資本的収入及び支出のところ、工事の中止による減額という説明があったと思うのですが、そのところを申しわけないですが、もう一度ちょっと説明をお願いしたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 工事費の減額なのですが、国道333号線の送水管布設工事

が国道の補償工事として平成28年度計画しておりましたけれども、開発のほうのスケジュール等もありまして、翌年、平成29年度に繰り延べたということで、平成28年度の予算は落とされたということで中止したということでしています。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） そうすると、この事業自体がなくなったということではなくて、年度を改めてやると。平成29年度の当初予算の中で組まれている部分がそうだという解釈でよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 今言った国道と、あと丸瀬布の道道の上渚滑線の分も同じように道工事の補助工事で、その2か所が繰り延べたということで、また新年度に計上するという形になっております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、資本的収入及び支出、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

以上で、議案6件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案6件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第13号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成28年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

2時半まで暫時休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第22 議案第19号から日程第28 議案第25号

○議長（前田篤秀君） 日程第22 議案第19号平成29年度遠軽町一般会計予算、日程第23 議案第20号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第24 議案第21号平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第25 議案第22号

《平成29年3月7日》

平成29年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第26 議案第23号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第27 議案第24号平成29年度遠軽町水道事業会計予算、日程第28 議案第25号平成29年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第19号平成29年度遠軽町一般会計予算について説明いたします。

平成29年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億8,800万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

債務負担行為は、「第2表債務負担行為」により説明いたします。

地方債は、「第3表地方債」により説明いたします。

一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借入れの最高額を25億円と定めるものです。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

1 款町税につきましては、1 項町民税9億8,216万8,000円、2 項固定資産税7億9,371万8,000円、3 項軽自動車税5,057万円、4 項たばこ税1億6,751万2,000円、5 項入湯税293万8,000円、6 項都市計画税9,755万9,000円を合わせ、総額を20億9,446万5,000円とするものです。

2 款地方譲与税につきましては、1 項地方揮発油譲与税5,000万円、2 項自動車重量譲与税1億2,000万円を合わせ、総額を1億7,000万円とするものです。

3 款利子割交付金につきましては、120万円とするものです。1 項同額です。

4 款配当割交付金につきましては、500万円とするものです。1 項同額です。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、250万円とするものです。1 項同額です。

6 款地方消費税交付金につきましては、3億6,000万円とするものです。1 項同額です。

7 款自動車取得税交付金につきましては、2,500万円とするものです。1 項同額です。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、400万円とするものです。1 項同額です。

9 款地方特例交付金につきましては、700万円とするものです。1 項同額です。

10 款地方交付税につきましては、70億5,000万円とするものです。1 項同額で

《平成29年3月7日》

す。

11 款交通安全対策特別交付金につきましては、257万円とするものです。1項同額です。

12 款分担金及び負担金につきましては、1項分担金90万円、2項負担金1億2,743万6,000円を合わせ、総額を1億2,833万6,000円とするものです。

13 款使用料及び手数料につきましては、1項使用料3億6,282万2,000円、2項手数料6,273万3,000円を合わせ、総額を4億2,555万5,000円とするものです。

14 款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金5億2,282万3,000円、2項国庫補助金6億2,578万2,000円、3項委託金359万3,000円を合わせ、総額を11億5,219万8,000円とするものです。

15 款道支出金につきましては、1項道負担金4億1,211万9,000円、2項道補助金1億5,024万4,000円、3項委託金3,401万円を合わせ、総額を5億9,637万3,000円とするものです。

16 款財産収入につきましては、1項財産運用収入3,271万6,000円、2項財産売払収入347万1,000円を合わせ、総額を3,618万7,000円とするものです。

17 款寄附金につきましては、3,000円とするものです。1項同額です。

18 款繰入金につきましては、5億9,323万9,000円とするものです。1項同額です。

19 款繰越金につきましては、5,000万円とするものです。1項同額です。

20 款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子21万円、3項貸付金元利収入2,270万9,000円、4項受託事業収入100万円、5項雑入1億6,172万3,000円を合わせ、総額を1億8,624万4,000円とするものです。

21 款町債につきましては、26億9,813万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を155億8,800万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

1 款議会費につきましては、8,728万1,000円とするものです。1項同額です。

2 款総務費につきましては、1項総務管理費29億6,942万1,000円、2項徴税費2,010万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費949万4,000円、4項選挙費1,647万2,000円、5項統計調査費71万4,000円、6項監査委員費206万5,000円を合わせ、総額を30億1,826万9,000円とするものです。

3 款民生費につきましては、1項社会福祉費21億7,917万円、2項児童福祉費7億1,606万7,000円を合わせ、総額を28億9,523万7,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費4億6,452万5,000円、2項清掃費16億4,413万円を合わせ、総額を21億865万5,000円とするものです。

5款労働費につきましては、5,041万6,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費2億7,339万7,000円、2項林業費1億3,914万9,000円を合わせ、総額を4億1,254万6,000円とするものです。

7款商工費につきましては、4億5,106万9,000円とするものです。1項同額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費581万3,000円、2項道路橋りょう費13億2,013万3,000円、3項河川費1,212万9,000円、4項都市計画費1億916万8,000円、5項下水道費5億571万1,000円、6項住宅費4億8,471万2,000円を合わせ、総額を24億3,766万6,000円とするものです。

9款消防費につきましては、7億1,691万9,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1億4,167万6,000円、2項小学校費1億7,588万4,000円、3項中学校費1億5,584万4,000円、4項学校給食費2億3,157万4,000円、5項社会教育費1億7,963万2,000円、6項保健体育費3億2,471万1,000円を合わせ、総額を12億932万1,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、4,900万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、21億4,162万1,000円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を155億8,800万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表、債務負担行為について説明いたします。

債務負担行為につきましては、中核農業者応援資金利子補給の期間を平成29年度から平成33年度、限度額を1,234万9,000円とするものです。

次に、第3表、地方債について説明いたします。

地方債につきましては、道の駅整備事業から臨時財政対策債まで、限度額の総額を26億9,813万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

なお、主要な工事の概要につきましては、赤番8、工事関係説明資料書により担当から説明いたします。

その他の事業につきましては、赤番7、事業別予算説明書を御参照願います。

以上で説明を終わります。

《平成29年3月7日》

○議長（前田篤秀君） 齊藤企画課参事。

○企画課参事（齊藤隆雄君） それでは、お手元にお配りしております、平成29年度遠軽町予算に関する資料、赤番8の図面に基つきまして御説明させていただきます。

1ページをお開きください。

（仮称）えんがる町民センター建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、旧遠軽中央病院解体工事で、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造5階建て、地下1階の3棟が一体になっている建物の解体撤去をするものです。

次に、2ページは、遠軽道の駅建設事業の位置図でございまして、3ページは、その事業箇所の拡大図でございます。

図面右側の図面番号①は、遠軽道の駅大型車庫建設工事で、大型車庫1棟の496平方メートルの建設と、番号②は、その外構工事で、外構整備一式でございます。また、図面③は、ロックバレースキー場倉庫解体工事で、既存倉庫3棟の解体撤去でございます。

なお、関連図面は、4ページは大型車庫の平面図、5ページは立面図でございまして、6ページは外構整備工事の造成計画断面図をそれぞれ添付しておりますので、お目通し願います。

以上で、企画関係の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 同じく赤番8、7ページから9ページの交通安全施設整備事業につきまして説明いたします。

生活安全灯の改修につきましては、水銀灯からLED灯に改修することにより、省エネルギーの推進や維持費の削減に加え、交通安全の推進及びマイマイガ等虫が寄りつきづらいものであることから、平成25年度より整備を進めているところであります。

7ページでございしますが、遠軽地域の生活安全灯改修工事につきましては、大通北5丁目北見日産自動車前から大通北8丁目ホクレン給油所前の国道沿いに設置の2灯型水銀灯17基をLEDにするものです。

次のページは、生田原地域の生活安全灯改修工事の位置図です。

安国小学校付近から大和住宅付近の国道沿いに設置の2灯型水銀灯41基、1灯型9基をそれぞれLED灯に改修するものです。

9ページは、白滝地域の改修工事位置図です。

中央区、南区、西区の住宅地のある町道沿いの21基の水銀灯をLED灯に改修し、6基を撤去するものであります。

なお、白滝地域については、平成29年度で中心部の改修整備は終了することとなります。

以上で、生活安全灯改修工事の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 村上白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（村上裕和君） 高齢者総合生活福祉センター改修工事について御説明

いたします。引き続き10ページ、11ページをお開きください。

10ページは、高齢者総合生活福祉センター改修工事位置図、11ページは施設平面図となっております。

高齢者総合生活福祉センターは、デイサービスセンター、ヘルパーステーション、生活支援ハウス等複合型社会福祉施設として平成12年度開館しております。平成27年4月の消防法改正により、社会福祉施設等へのスプリンクラー設置が義務付けされたことから、施設全体において施設の改修とあわせて老朽化した電気設備をLED化に改修し、利用者が安全・安心して利用できる施設とするものであります。

工事内容としまして、機械設備改修は、パッケージ型自動消火設備3基、スポット型感知器438個、放出口479個を設置いたします。また、電気設備改修については、505灯の照明をLED化とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 続きまして、資料12ページをご覧ください。

デイサービスセンターひまわり空調設備改修工事の位置図であります。

面積777平方メートルであります。デイサービスセンターひまわりは、平成12年度に設置され、現在、毎日20名以上の方が御利用になっておりますが、夏季など外気温が上昇した際には体調を崩される方がいらっしゃったことから、空調設備2台を設置するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 続きまして、商工観光課所管の5款労働費にかかる工事について御説明申し上げます。13ページをお開き願います。

遠紋地域人材開発センター実習棟等改修工事についてであります。

工事箇所につきましては、遠軽町岩見通北10丁目でありまして、位置図に①と表示している箇所であります。

工事内容といたしましては、実習棟2棟と渡り廊下の屋根が建築後相当の年数が経過しており、雨漏り防止対策として1,418.1平米のトタンを張り替えるものであります。また、地下重油タンクにつきましては、危険物等の規制に関する規則等によりまして、既存の地下貯蔵タンク1基を埋め立てるとともに、地上に灯油タンク2基を新設するものでございます。さらに、施設内の暖房設備であります蒸気を漏らさずに水のみを排出する部品スチームトラップを50か所中37か所の部品の交換を行うものであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 続きまして、14ページをお開き願います。

小規模土地改良事業、野上地区農地保全対策工事の位置図であります。

《平成29年3月7日》

図面番号①、2林班川は道路横断施設の関係が小さいことから飲み込めず、融雪時や大雨のたびに越水し、隣接する畑に被害を及ぼす原因となっているため、関係の大きなボックスカルバート、B幅3.5メートル、H高さ2メートル、L長さ9メートルに設置替えし、越水を防ぐものです。あわせて上下流をカゴマット、H高さ2.5メートルにより護岸するものです。

続いて、15ページをご覧ください。

同じく小規模土地改良事業、上白滝地区農地保全対策工事の位置図であります。

図面番号①、上白滝1の沢川についても、今年の台風による大雨被害などの際に道路横断施設が小さく飲み込めず、隣接の農地に被害を及ぼしたことから、関係の大きなボックスカルバート、B=3メートル、H=2メートル、L=14メートルに設置替えし、越水を防ぐものです。あわせて上下流をカゴマット、H=2.5メートルにより護岸するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 続きまして、商工観光課所管の7款商工費に係る工事について一括して御説明申し上げます。

16ページをお開き願います。

太陽の丘えんがる公園公設グラウンドフェンス整備工事についてであります。

工事箇所につきましては、遠軽町西町1丁目でありまして、位置図に実線で示している箇所であります。本工事の施工に当たりましては、平成26年度と平成28年度の2か年で大型遊具を設置したことに伴いまして子どもさんの量が大変多くなっており、保護者から危険防止を求める意見があったため、町道と公園敷地の境界にフェンスを設置するものであります。工事内容につきましては、点線で表示している既存のフェンス52メートルを撤去し、実線で表示している区間に擬木のチェーン付きフェンス100メートルを新たに整備するものであります。

次に、17ページは、豊里観光案内板修繕工事についてであります。

工事箇所につきましては、遠軽町豊里でありまして、位置図に丸印で表示している箇所であります。工事内容につきましては、コスモス園の写真を掲載している観光案内板の板面が日差し等により劣化しているため、板面の両面張り替えを行うものであります。

次に、18ページは、生田原コミュニティセンター浄化槽設備改修工事についてであります。

工事箇所につきましては、ホテルノースキング敷地内でありまして、位置図に①と表示している箇所でございます。工事内容につきましては、浄化槽のマンホール枠の腐食が進んでおり、一部の箇所についてはふたを支える部材が欠落している箇所もありますことから、危険防止のため、劣化しているふたの交換を含めて12か所の改修を行うものであります。

《平成29年3月7日》

次に、19ページは、生田原木のおもちゃワールド館トイレ乳幼児用椅子設置工事についてであります。

工事内容につきましては、来館者の要望によりまして、男子・女子トイレ、多目的トイレの3か所に1台ずつ乳幼児用の椅子を設置するものでございます。

次に、20ページにつきましては、丸瀬布ふるさと公園施設改修工事についてであります。

工事内容といたしましては、①の木芸館改修工事については、来館者の利便性向上を図るため、現在土足禁止となっている施設内の床をフローリングからタイルカーペットに変更し、土足で入館できるようにするものでございます。あわせて、休憩機能の向上を図るため、新たに一部小上がりを設置するものであります。

②のトイレ333屋上防水工事につきましては、雨漏り防止対策として、屋上ウレタン防水を実施するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 続きまして、建設課所管に係る工事概要について御説明いたします。

21ページをご覧ください。

遠軽地域の道路橋りょう維持事業の位置図でございます。

図面番号①の東町西芭露間道路共和橋長寿命化工事は、生田原川にかかる共和橋の橋台・橋脚のひび割れ、伸縮装置からの漏水に対処するため実施するものです。

図面番号②の中通排水整備工事は、移設トラフが一部破損するなど劣化が著しく、歩行者等の通行に支障があるため、延長70メートルの両側について排水整備を実施するものです。

22ページは、生田原地域の道路橋りょう維持事業の位置図でございます。

図面番号①の生田原5号線中央橋長寿命化工事は、生田原川にかかる中央橋の鋼橋桁の塗装塗りかえ、橋台・橋脚のひび割れ、伸縮装置からの漏水に対処するため実施するものです。

23ページは、白滝地域の道路橋りょう維持事業の位置図でございます。

図面番号①の湯の沢橋解体工事は、平成28年8月の台風により湯の沢橋が崩落したため、橋梁の解体を行うものです。

24ページは、遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の市街地40号線踏切仮設道路整備工事は、平成30年度にJRにて40号線踏切の拡幅工事が予定されており、拡幅に伴い通行止めになることから、迂回路の仮設道路整備を行うものです。

図面番号②の岩見通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しいことから、改良舗装を実施するものです。

《平成29年3月7日》

図面番号③の南ヶ丘4号通道路改良舗装工事は、現況、防塵処理舗装であり、凍上による路面の損傷が著しいことから、改良舗装を行うものです。

図面番号④の南1丁目中通道路改良舗装工事は、路面や排水設備の老朽化から通行に支障を来しているため、改良舗装を行うものです。

図面番号⑤の南町4丁目通道路改良舗装工事は、凍上による路面の損傷が著しいことや接続する東1線裏通の一部が未舗装であることから、改良舗装を行うものです。

図面番号⑥の南4丁目通道路改良舗装工事は、凍上による路面の損傷が著しく、補修では対応できないことから、改良舗装を行うものです。

25ページは、遠軽・生田原地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の東2線道路防雪工事（防雪柵）は、道道遠軽安国線と国道242号を結ぶ幹線道路であります。路肩が狭いため、交通安全上危険であることや冬期間の地吹雪による視界不良の解消を図るため実施しているもので、この工事により踏切手前までが完成となります。

26ページは、遠軽地域の河川維持管理事業の位置図でございます。

図面番号①のトウナイ川河川維持工事は、平成24年度からの継続事業で、上流から土砂が本河川に流入し、河川断面を埋塞していることから、大雨時の周辺への冠水を防止するため、伐木・土砂除去を実施するものです。

27ページは、生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

地籍の明確化を図り、土地の実態把握のため、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき実施するものです。

平成29年度事業の内容は、右下凡例のとおり生田原岩戸、八重、清里地区でございます。

なお、番号①につきましては、永久杭埋設も実施いたします。

28ページは、遠軽地域の街路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、3・4・3役場通交通バリアフリー歩道整備工事で、バリアフリー新法に基づき、国から遠軽町が指定を受けた特定経路において歩行者が安全に通行できる歩道を確保するため、1条通から1条中通までの役場庁舎側について点字ブロックの敷設を実施するもので、既設街路灯2基のLED化もあわせて行います。

図面番号②は、3・4・10南ヶ丘通歩道整備工事で、街路樹の根により歩道の損傷、縁石の隆起等により危険な状況のため、道道遠軽安国線セイコーマート交差点から道道遠軽芭露線に向かい左側の歩道を整備するもので、既設街路灯2基のLED化もあわせて実施するものです。

29ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、山の手団地長寿命化改修工事で、町営住宅長寿命化計画に基づき、昭和57年度建設、3階建て、中耐、2棟24戸の改修工事を実施するものです。

30ページが平面図、31ページが立面図でございます。

《平成29年3月7日》

29ページに戻りまして、図面番号②は、学田団地解体工事で、簡易耐火構造平屋建て、4棟16戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

32ページは、丸瀬布地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、やまなみ団地建設工事で、町営住宅長寿命化計画に基づき、水谷団地解体に伴う移転先の確保及び各団地の集約化を図るため、木造平屋建て、1棟2戸の建設及び周辺整備を実施するものです。

33ページが配置図、34ページが平面図、35ページが立面図でございます。

32ページに戻りまして、図面番号②は水谷団地解体工事で、簡易耐火構造平屋建て、1棟4戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

36ページは、生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は生野団地解体工事で、簡易耐火構造平屋建て、1棟4戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） 元町排水ポンプ施設改修工事であります。

37ページをご覧ください。

場所につきましては、ご覧のとおり丸瀬布元町の北見木材株式会社の北側の地域であります。工事内容につきましては、排水ポンプ設置場所の洗掘されて傾いたU字トラフを撤去して、鉄筋コンクリート管を設置、土盛りすることにより、排水ホースのゆがみを解消して、排水効果を上げるものであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 門脇図書館長。

○図書館長（門脇和仁君） それでは、38ページをお開き願います。

丸瀬布生涯学習館外壁改修工事について御説明いたします。

本改修工事につきましては、2か年で計画をしております、平成29年度については塔屋部の141平米の外壁の改修、張り替えを行います。平成30年度には残りの平屋の部分の外壁の改修を行うこととしております。

なお、平成29年度の外壁改修につきましては、木材を使うのではなく、サイディングを使用することとして、かつウレタン樹脂の塗装を行うこととしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋社会教育課長。

○社会教育課長（堀嶋英俊君） 保健体育費について説明いたします。

39ページ、体育館管理運営事業の位置図でございまして、図面番号①は、生田原スポーツセンター屋上防水工事でございます。屋上からの1階ホール部への雨漏り解消のため、屋上部のコーキング及び防水塗装の防水工事263.6平方メートルを実施するものでございます。

《平成29年3月7日》

同じく図面番号②、生田原スポーツセンター階段改修工事につきましては、玄関階段のタイル等の損傷及び階段の高さを改修するため、階段の修繕及びゴムタイル化する改修を実施するものでございます。

次のページをご覧ください。

40ページは、球技場管理運営事業のうち、えんがる球場内野グラウンド改修工事でございます。球場の内野グラウンドの水はけ不良の改良及びグラウンド内外野芝部分との段差解消のため、不陸整正、表層、表面処理及び排水の付帯施設整備を行うものでございます。

41ページが、生田原球場芝張替工事の位置図でありまして、工事概要としましては、球場のフェールグラウンドの芝部分の損傷が激しいため、芝の張り替え972平方メートルを実施するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） 42ページをご覧ください。

砂金沢川災害復旧工事であります。工事内容につきましては、昨年の台風災害により砂金沢川の洗掘された場所、約60メートルにわたり高さ1.8メートルまでふとんかごを設置するものであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） それでは、議案のほうにお戻りいただきまして、議案第20号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26億9,426万5,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、3億5,980万4,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、18万円とするものです。1項同額です。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金4億32万1,000円、2項国庫補助金8,642万4,000円、総額を4億8,674万5,000円とするものです。

4款療養給付費交付金につきましては、4,849万6,000円とするものです。1項同額です。

《平成29年3月7日》

5款前期高齢者交付金につきましては、7億4,015万2,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2,169万1,000円、2項道補助金1億2,699万2,000円、総額を1億4,868万3,000円とするものです。

7款共同事業交付金につきましては、5億6,714万1,000円とするものです。1項同額です。

8款財産収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

9款繰入金につきましては、3億4,275万1,000円とするものです。1項同額です。

10款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

11款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受託事業収入1,000円、3項雑入6,000円、総額を31万1,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を26億9,426万5,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費2,688万円、2項徴税费151万7,000円、3項運営協議会費23万5,000円、4項特別対策事業費1,305万円、総額を4,168万2,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費14億4,985万3,000円、2項高額療養費2億797万2,000円、3項移送費30万円、4項出産育児諸費840万5,000円、5項葬祭諸費100万円、総額を16億6,753万円とするものです。

3款後期高齢者支援金等につきましては、2億5,817万7,000円とするものです。1項同額です。

4款前期高齢者納付金等につきましては、105万1,000円とするものです。1項同額です。

5款老人保健拠出金につきましては、7,000円とするものです。1項同額です。

6款介護納付金につきましては、9,535万2,000円とするものです。1項同額です。

7款共同事業拠出金につきましては、6億766万6,000円とするものです。1項同額です。

8款保健事業費につきましては、1項保健事業費599万3,000円、2項特定健康診査等事業費1,457万円、総額を2,056万3,000円とするものです。

9款公債費につきましては、4万1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸支出金につきましては、209万6,000円とするものです。1項同額です。

《平成29年3月7日》

11 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を26 億9,426 万5,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊、赤番7、平成29 年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書330 ページから332 ページまでに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第21 号平成29 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

平成29 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3 億915 万4,000 円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表歳入歳出予算」により説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1 表、歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、2 億641 万7,000 円とするものです。1 項同額です。

2 款使用料及び手数料につきましては、2 万円とするものです。1 項同額です。

3 款広域連合交付金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款繰入金につきましては、1 億270 万9,000 円とするものです。1 項同額です。

5 款繰越金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料2,000 円、2 項償還金及び還付加算金2,000 円、3 項雑入2,000 円、総額を6,000 円とするものです。

これによりまして、歳入合計を3 億915 万4,000 円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

2 ページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費175 万2,000 円、2 項徴收費20 万5,000 円、総額を195 万7,000 円とするものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3 億657 万2,000 円とするものです。1 項同額です。

3 款諸支出金につきましては、52 万5,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を3 億915 万4,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊、赤番7、平成29 年度遠軽町予算に関する資

料、事業別予算説明書333ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第22号平成29年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

平成29年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,991万6,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、2億8,887万1,000円とするものです。1項同額です。

2款分担金及び負担金につきましては、835万7,000円とするものです。1項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、484万円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億638万6,000円、2項国庫補助金1億6,914万3,000円、総額を4億7,552万9,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、4億8,812万円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億4,661万4,000円、2項道補助金1,395万8,000円、総額を2億6,057万2,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、1万1,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金2億6,841万4,000円、2項基金繰入金4,519万7,000円、総額を3億1,361万1,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円、総額を4,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を18億3,991万6,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費1,417万5,000円、2項徴収費60万4,000円、3項介護認定諸費2,784万3,000円、総額を4,262万2,000

《平成29年3月7日》

0円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費15億6,740万4,000円、2項高額介護サービス等費3,630万円、3項高額医療合算介護サービス等費660万円、4項特定入所者介護サービス等費8,944万4,000円、5項その他諸費180万2,000円、総額を17億155万円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費3,468万8,000円、2項一般介護予防事業費914万2,000円、3項包括的支援・任意事業費5,121万円、4項その他諸費30万円、総額を9,534万円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1万1,000円とするものです。1項同額です。

5款公債費につきましては、8万3,000円とするものです。1項同額です。

6款諸支出金につきましては、21万円とするものです。1項同額です。

7款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を18億3,991万6,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 続きまして、議案第23号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について説明いたします。

平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億195万1,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

地方債につきましては、「第2表地方債」により説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8,000万円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の1、歳入から説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、150万円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料157万7,000円、2項手数料3万1,000円、総額を160万8,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、1,304万1,000円とするものです。1項同額です。

4款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款諸収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款町債につきましては、8,580万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を1億195万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

《平成29年3月7日》

2ページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、9,933万4,000円とするものです。1項同額です。

2款公債費につきましては、256万7,000円とするものです。1項同額です。

3款予備費につきましては、5万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を1億195万1,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、3ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を8,580万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

また、予算の詳細につきましては、別冊、赤番7、平成29年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書336ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第24号平成29年度遠軽町水道事業会計予算について御説明いたします。

赤番6、遠軽町企業会計予算書の1ページをお開き願います。

平成29年度遠軽町水道事業会計予算。

第3条は、収益的収入及び支出の収入を5億4,030万8,000円とし、支出を5億2,014万4,000円とするものです。

第4条は、資本的収入及び支出の収入を2億4,471万9,000円とし、支出を4億3,083万4,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

第5条は、企業債で、上水道整備事業の限度額を2億390万円とするものです。

第6条、一時借入金につきましては、3億円を限度としております。

第7条から第9条までの説明は、省略させていただきます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番8、平成29年度遠軽町予算に関する資料の43ページをお開き願います。

丸瀬布地域の水道管布設工事の位置図であります。

①、道道丸瀬布上渚滑線導水管仮設工事は、道の予算の都合により平成28年度の工事を中止したため、今年度、再び計上するものです。北海道が施工する道道丸瀬布上渚滑線の岩見橋かけかえ工事に伴い、橋に添架している導水管を移設補償により布設替えするものです。

②、丸瀬布元町水道管布設替工事は、北見木材の場内を通過している配水管の破損対応として、70メートルを布設替えするものです。

《平成29年3月7日》

44ページは、遠軽地域の水道管布設工事位置図であります。

③、国道333号（豊里）水道管布設工事は、遠軽1C道の駅への配水管を400メートル布設するものです。

④、国道333号（豊里）送水管布設替工事は、遠軽1Cに伴う国からの移設補償により、送水管300メートルを布設替えるものです。

⑤、国道242号（豊里）水道管布設替工事は、下水道工事に伴う既設石綿管200メートルの撤去と、JR横断推進管区間の60メートルを布設替えるものです。

⑥、国道242号（豊里）JR横断水道管推進工事負担金は、遠軽1C道の駅の整備に伴い、豊里跨線橋横の線路横断推進工事を60メートルJRに委託するための工事負担金であります。

⑦、南ヶ丘4号通水道管布設替工事は、道路改良工事に伴い配水管40メートルを布設替えるものです。

45ページは、生田原水穂地域の水道工事位置図であります。

⑧、水穂水道施設設置工事は、図面中央にあります豊里配水池に送水ポンプを設置し、図面左側の水穂配水池の改修及び電気設備を施工するものであります。

⑨、水穂送水管布設工事は、豊里配水池から水穂配水池までの送水管1,020メートルと配水管16メートルを布設するものであります。

46ページは、安国浄水場周辺の位置図であります。

⑩、安国浄水場外周辺整備工事は、平成29年4月から供用開始を予定しております浄水場の場内舗装及び配水池の門扉、フェンス、場内舗装などの工事を施工するものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第25号平成29年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

25ページをお開き願います。

平成29年度遠軽町下水道事業会計予算。

第3条は、収益的収入及び支出の収入を10億8,288万4,000円とし、支出を10億355万8,000円とするものです。

第4条は、資本的収入及び支出の収入を7億5,129万9,000円とし、支出を11億469万7,000円とするものです。

26ページ、第5条は、債務負担行為で、遠軽下水処理センター受変電設備更新工事委託については、期間を平成29年度から平成30年度までとし、限度額を9,400万円とするものであります。

水洗化等工事資金利子補給の平成29年度融資分については、期間を平成29年度から平成34年度までとし、限度額を借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするものです。

《平成29年3月7日》

第6条は、企業債で、公共下水道整備事業の限度額を3億4,820万円に、下水道事業債の限度額を2,250万円とするものです。

第7条、一時借入金につきましては、5億円を限度としております。

第8条から第9条までの説明は、省略させていただきます。

次に、主な工事について御説明いたします。

赤番8、平成29年度遠軽町予算に関する資料の47ページをお開き願います。

下水道事業の工事位置図であります。

①と②は、国道333号（豊里）公共下水道工事のその1とその2で、遠軽IC道の駅への污水整備を促進するものです。

③、国道242号（豊里）公共下水道工事その1は、遠軽IC道の駅整備に伴い、豊里地区に污水管250メートルを布設するものです。

④、国道242号（豊里）JR横断公共下水道工事費負担金は、豊里跨線橋横線路横断推進工事を水道管と合わせて污水管62メートルを布設するため、JRに委託する工事負担金であります。

⑤、国道242号（豊里）公共下水道工事その2は、JR線路横断推進工事に接続する污水管16メートルを布設するものです。

⑥、国道242号（南町3丁目）公共下水道工事は、南町3丁目たかはし斎場地先からビッグワン地先まで、污水管75メートルを布設するものです。

⑦、国道242号（大通北8丁目）公共下水道工事は、町道北8丁目2号通交点から小野商店地先まで、污水管70メートルを布設するものです。

⑧、国道242号（学田3丁目）公共下水道工事は、国道242号線沿いに雨水Uトラフ70メートルを布設するものです。

⑨、遠軽下水処理センター長寿命化工事は、下水処理センター管理棟の床排水ポンプ一式を更新するものです。

⑩、遠軽下水処理センター長寿命化工事業務委託（H28・H29）は、日本下水道事業団に工事委託している2か年継続工事の2年目で、下水道センターのコントロールセンター及び送風機等の更新をするものです。

⑪、遠軽下水処理センター長寿命化工事業務委託（H29・H30）は、2か年継続工事の1年目として、処理場の受変電設備の更新工事を日本下水道事業団に委託するものです。

48ページは、⑨、遠軽下水処理センター長寿命化工事の管理棟地下1階平面図で、斜線部分の5か所が床排水ポンプ更新箇所であります。

49ページと50ページは、⑩、遠軽下水処理センター長寿命化工事業務委託（H28・H29）の管理棟3階平面図と管理棟1階平面図で、コントロールセンター及び除塵機と送風機の更新箇所でございます。

51ページと52ページは、⑪、遠軽下水処理センター長寿命化工事業務委託（H29

・H30)の管理棟3階平面図と管理棟1階平面図で、受変電設備の更新箇所であり
ます。

53ページは、⑫、丸瀬布せせらぎセンター等長寿命化工事業務委託で、丸瀬布せせら
ぎセンター及び白滝浄化センターの運転管理を制御する中央監視設備等の更新工事を日本
下水道事業団に委託するものです。

54ページと55ページは、丸瀬布せせらぎセンター2階平面図及び白滝浄化センター
1階平面図でありまして、斜線部分が中央監視設備等の更新箇所であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

平成29年度各会計予算7件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委
員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いを。これ
に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託
し、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時59分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に今村議員、副委員長に松田議員が選
出されましたので、御報告いたします。

◎日程第29 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 議案第2号遠軽町農業委員会の委員の定数を定める
条例の制定についてを議題といたします。

平成28年第9回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が
提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） ー登壇ー

平成28年第9回遠軽町議会定例会におきまして総務・文教常任委員会に付託されまし
た議案第2号遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について、遠軽町議議会

議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

本委員会において、委員会審査を平成29年1月24日及び2月22日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、総務・文教常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第30 議会改革活性化特別委員会調査報告

○議長（前田篤秀君） 日程第30 議会改革活性化特別委員会調査報告を議題とします。

平成25年第7回定例会において付託しました議会改革活性化特別委員会から委員会調査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

杉本議会改革活性化特別委員長。

○議会改革活性化特別委員長（杉本信一君） ー登壇ー

委員会調査報告書。

平成25年第7回遠軽町議会定例会において、本委員会に付託された調査事件について、遠軽町議会会議規則第77条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

1、付託案件。

議員活動のあり方を検証し、自主・自立的な議会改革を一層推進していくため、調査・研究を行う。

2、調査の結果。

（1）議員定数について、2人減員し16人とすべきである。

（2）議員報酬について、当分の間、現行のとおりとすべきである。

（3）通年会期制について、当分の間、現行のとおりとすべきである。

（4）休日、夜間議会について、当分の間、現行のとおりとすべきである。

《平成29年3月7日》

(5) 議会広報の充実（議会中継）について、試行等の検証を行い、引き続き検討すべきである。

(6) 議会資料のペーパーレス化について、議会において、タブレットを購入すべきである。

(7) 議会運営上の活性化について、今後においても、現況に則した関係条例等の整備、運用をすべきである。

それでは、委員会の議論の経緯を報告させていただきます。

お手元の資料、3ページ目をご覧ください。

本特別委員会は、平成25年10月の遠軽町議会議員選挙を踏まえ、議会が町民の代表機関として町民の意思を町政に的確に反映し、開かれた議会を目指すため、議員自らが議会の改革活性化について、今一度調査・検討をする必要があることから、平成25年12月12日に議会改革活性化特別委員会として設置されたものである。

本特別委員会が25回にわたって調査を行ってきた結果と、その結果に至る経過の概要をまとめ、調査報告書とするものである。

調査事項並びに特別委員会の開催状況につきましては、一読していただければというふうに思います。

4番目の調査結果について。

まず、議員定数についてですけれども、平成11年以降の法改正等に伴い、議員定数については、地方公共団体の判断に委ねられるようになり、平成17年の町村合併時には選挙区に関する特例も適用せず、4町村の合併前の合計51人を減員し、26人とした。

その後、平成20年12月に議員定数は現在の18人となり、定数削減に取り組んできたが、平成25年の選挙においては67.93%という投票率の中、法定得票数に満たない候補者が出たことにより、結果的に欠員となる事態が生じ、議会の存在意義を問われかねない危機的状況であった。

議会報告会等において、町民から意見をいただいた中で、現段階の本町における望ましい定数は、現状維持の18人、2人減の16人に減員すべきなど、さまざまな意見があった。

本特別委員会では、町政及び地域の現状と課題や将来の展望を十分に考慮し、全会一致には至らなかったものの、議論を尽くし、2人を減員し16人とすることを総合的に導き出したところである。

本件に係る議論を通じて、議員になりたいと思う人が増えるような議会改革の必要性についても、委員一同、改めて認識したところである。

議員報酬について。

議員活動をめぐる制度と現状を理解した上で、本町議会の実態を踏まえ、その活動範囲について協議、検討を行ったところ、議員活動を支えるためだけではなく、将来議員のなり手を支えるために必要なものという意見や、増額すべき、削減すべき、もしくは日当制

《平成29年3月7日》

にすべきといったさまざまな意見があった。

そういった意見を踏まえ、他町村の状況や議員の活動内容等について検討を行い、慎重に協議を重ねた結果、多様な層の町民が積極的に議員選挙に出られるような一定の議員報酬水準が必要であり、社会環境の変化による議員の担い手対策を考慮した場合、報酬を減額すること等が何のための議会改革であるか結論に至らず、現状を維持すべきとしたところである。

通年会期制について。

平成24年度の地方自治法改正で、議会の会期制度は、毎年、条例で決まった回数 of 会期に会議を開く定例会・臨時会方式と、会期の長さを1年間とし、あらかじめ条例で定められた定例日に会議を開く通年の会期制の選択が可能になった。

そういった情勢から、当町議会でも通年議会の導入の是非を検討するため、先行自治体の実態調査を行うなど理解を深めた。

調査の結果、通年会期制を実施している自治体はあるものの、その数は増加傾向といえる状況ではない。

また、一事不再議の問題や課題が解決する事例が少なく、当町議会においては現状の各委員会が活発であり、議案等に対する説明を受けていることから、改めて導入する必要はないと判断したところである。

休日・夜間議会について。

平成26年12月定例会初日の会期を延長し、午後6時から夜間議会として一般質問を行った。周知方法等に課題は残したものの、傍聴者は20人で、初めて傍聴した町民もあり、日中仕事等で傍聴に来ることができない町民に対する機会の創出、ひいては議会への関心を高められ、試行としては一定の成果は得られた。

しかしながら、夜間に議会を開催するに当たっては、会期が長期化する懸念、執行者側の労力的負担、控えている職員の時間外勤務に係る財政負担等、多くの課題がある。

また、参加促進に向けた一層の工夫が必要であることや、議題等を事前に示し、町民の関心が高い議案について、柔軟に休日議会、夜間議会とする運用などを検討する必要がある、さらなる調査を行い、効果の測定を図りたいところである。

結論としては、議会活性化の一つとして試行することの有効性（インパクト）は認めるが、制度化すべきという結論に至らなかったところである。

また、案件等によっては、制度化しなくても休日・夜間議会を実施することは可能であり、単に休日・夜間議会という点のみ議論するのではなく、新たな議員の担い手を掘り起こすという意味でも、広く町民参加促進に向けた方策を検討していく必要があると判断したところである。

議会広報の充実（議会中継）について。

町民に開かれた議会を目指し、議会からの情報発信、情報公開を積極的に行うため、インターネットによる議会の中継は、町民に対して議会活動を広く提供していく上での一つ

の手段であり、導入に向けて検討を重ねてきた。

インターネット中継は、具体的な運用方法や費用対効果を踏まえた経費面においてはなおも課題が残るものの、情報提供の手段として、将来的に有用なものとの結論に至った。

しかしながら、実施している自治体は数多くあるが、住民のアクセス数が多くはないことも事実であり、その費用対効果を考慮し、実施に当たっては、最低限の設備で実施すべきとしたところである。

また、本会議、委員会の中継のあり方については、それぞれの会議が持つ目的の違いがあることから、意見を統一することはできなかった。

導入計画を具体化していくことにあわせ、録画・録音の取り扱いなど細部事項については、さらに調査・検討を進めるべきとしたところである。

議会資料のペーパーレス化について。

ペーパーレス化に向けて議員相互の理解を深めるため、議会研修会としてタブレット型端末操作研修会の開催、先進議会への視察などを行い、端末の利便性や必要性は認識された。

しかしながら、導入している市町村が全国でも少ないことや、費用対効果と導入した場合のスピード感（有効性）について見きわめる必要があり、導入に当たっては、まずは議会側でできることから推進すべきとしたところである。

その実施に際しては、当分の間、紙媒体とデータを併用し、タブレットに慣れる練習期間を設ける必要があることを確認した。

なお、他の自治体の事例では、町の例規集や各計画書についてもタブレットを導入しペーパーレス化としている場合もあるが、当議会における議案のペーパーレス化については、職員の配置や情報管理等についてなおも課題が残ることから、費用対効果の検証を引き続き行い、長期的な課題としたところである。

議会運営上の活性化について。

議員定数を16人へ改正した場合、常任委員会数を3から2へ変更すべきではないかという方向性を確認したところである。

なお、その他の議会に関する条例については、これまでも適宜改正しているので、今後においても社会情勢等に合わせて実施すべきである。

以上をもちまして、特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、議会改革活性化特別委員会調査報告を終わります。

◎日程第31 請願第1号

《平成29年3月7日》

○議長（前田篤秀君） 日程第31 請願第1号「議会報告会」の開催を求める請願書を議題といたします。

局長をして請願書を朗読させます。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 請願文書表。

請願第1号。

受理年月日、平成29年3月1日。

件名、「議会報告会」の開催を求める請願書。

敬称は、省略させていただきます。

請願者は、「町民にわかる議会運営」を求める町民有志の会。共同代表、遠軽町東町2丁目1-68、小竹肇、遠軽町南町3丁目4-443、馬場隆雄、遠軽町東町3丁目3-19、福井信夫。

紹介議員は、岩澤武征であります。

なお、請願の要旨などにつきましては、写しを配付しておりますので省略をさせていただきます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 紹介議員の方で補足説明があれば賜りたいと思います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 本請願の趣旨は、数年前に作成された議会基本条例の趣旨は、一つは町民にわかりやすくということと議会の内容を皆さんにお知らせするという意味で議会報告会を設置しました。もう一つは、二元代表制ということで、議会と行政が適切な緊張関係を持って議論を深めるという意味で行政の審議会等には入らないと、議会としては行政をチェックする機関であるということの意味であるの条文がつけられたわけですが、それが、前回の議運で廃止ということでなされました。私としては、ここにおられる中でも議会基本条例を作成した委員として出て討議をした方もおられますけれども、あの時点に戻って、やっぱり今回のこの条例改廃については、きちんと説明をする必要があるだろうと、責任があるだろうということで、ぜひこの請願については採択をするべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

請願第1号については、なお審査の必要があると思いますので、議会運営委員会に付託し、閉会中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、議会運営委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

《平成29年3月7日》

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

3月8日、9日及び10日の3日間は委員会等審査のため、3月11日及び12日は休日のため、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、3月8日から12日までの5日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって延会します。

午後 4時18分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田 篤秀

署名議員 今村 則兼

署名議員 秋元 直樹